

第3期

武雄市

子ども・子育て 支援事業計画

すべての子どもを
地域で見守る あんしんきち たけお



令和7年3月
武雄市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 国の動向	3
4 計画期間	3
5 計画の策定体制と策定の経緯	3
第2章 武雄市の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 人口・世帯の状況	5
2 女性の就業状況	8
3 ニーズ調査結果の概要	9
4 第2期計画の実施状況	19
5 子どもや子育て家庭を取り巻く課題の整理	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本的視点	24
3 計画の基本目標	25
4 施策の体系	26
第4章 子ども・子育て支援施策の展開（次世代育成支援行動計画）	27
基本目標1 すべての子育て世代への多様な支援の充実	27
基本目標2 妊娠期からの切れ目のない支援の充実	29
基本目標3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実	30
基本目標4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備	32
基本目標5 安全で安心して子育てができる地域づくり	33
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保（子ども・子育て支援事業計画）	35
1 子ども・子育て支援制度の概要	35
2 将来フレーム（将来の子ども人口）	38
3 教育・保育提供区域	39
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容	39
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	43
6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	55
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	55

第6章 計画の推進体制	56
1 関係機関等との連携	56
2 計画の達成状況の点検・評価	56
資料編	57
1 武雄市子ども・子育て会議設置要綱	57
2 武雄市子ども・子育て会議委員	59
3 計画の策定の経緯	60

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

国においては、これまで待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待※¹防止対策の強化等、子ども・子育てに関する施策の充実に取り組んできました。令和5年4月には「こども基本法※²」が施行され、次代の社会を担うすべての子どもが、健やかに成長することができ、将来にわたって、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための施策や取組が進められています。

本市では、令和2年3月に「第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、令和2年度～令和6年度を計画期間として、子ども・子育て支援に関する各種施策・事業に取り組んできました。また、令和4年度は、第2期計画の中間年度となることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直しを行いました。

第2期計画が令和6年度をもって終了することから、社会情勢、国の動向等、本市の子どもと家庭を取り巻く状況を踏まえ、令和7年度～令和11年度を計画期間とする「第3期武雄市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。本計画の策定にあたっては、国が示す「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づくとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」として策定し、行動計画策定指針に定める施策の取組を推進します。

なお、本市の「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「武雄市地域福祉計画」等の上位計画・関連計画との整合を図り策定します。

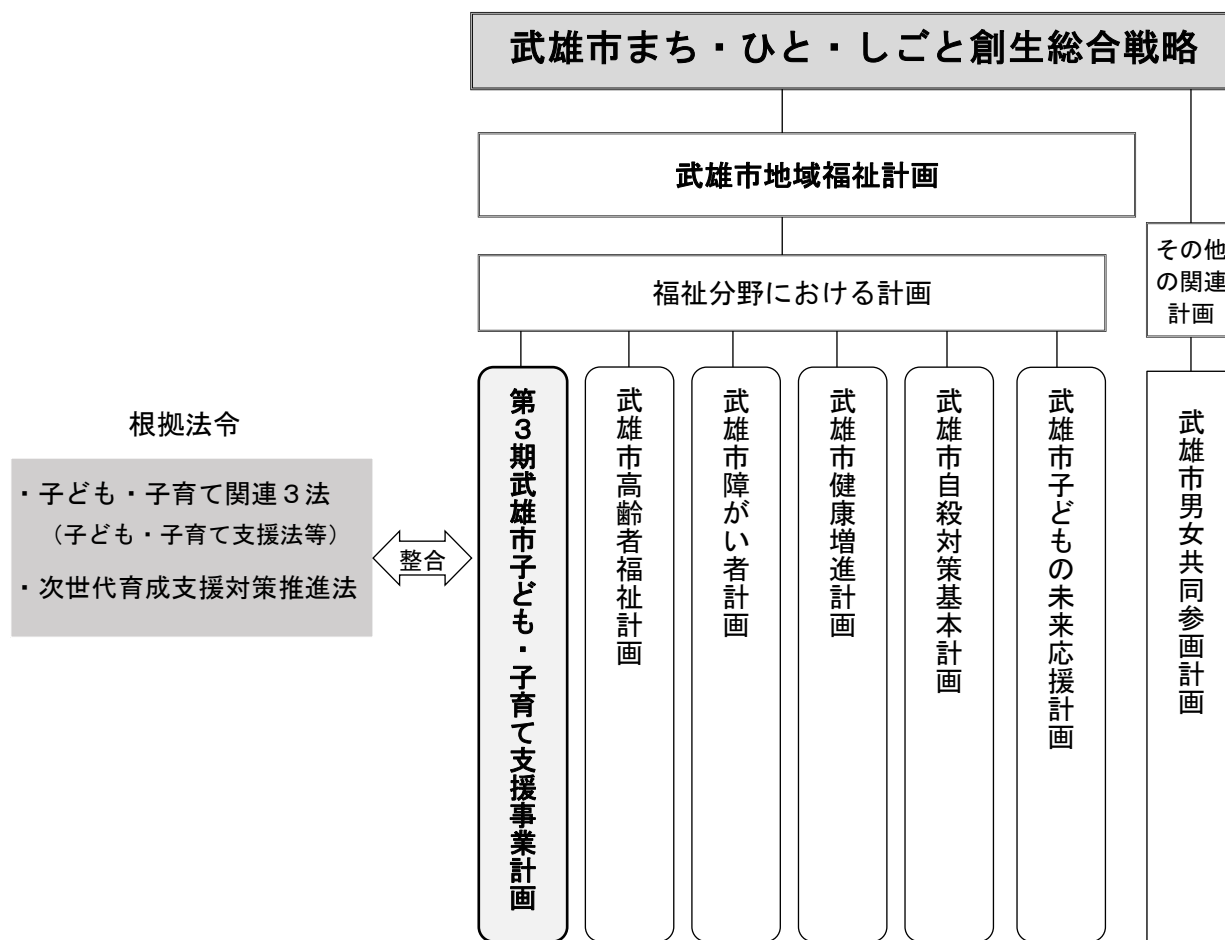
※¹ 児童虐待：保護者（親又は親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類されるが、ほとんどの場合重複して起こっている。

※² こども基本法：日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが健やかに成長することができ、こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

【計画の記載事項について】

計画名	記載事項
子ども・子育て支援事業計画（第5章）	①幼児期の学校教育・保育の量の見込、提供体制確保の内容 ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保
次世代育成支援行動計画（第4章）	①地域における子育ての支援 ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保 ④子育てを支援する生活環境の整備 ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進 ⑥子ども等の安全の確保 ⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

【計画の位置づけ】



3 国の動向

第2期武雄市子ども・子育て支援事業計画が策定されて以降、下記のように子ども・子育て支援に関して制度改正等が行われています。

【子ども・子育て支援に関する国の動向】

時 期	概 要
令和5年4月1日	「こども基本法」が施行
令和5年12月22日	こども基本法第9条に基づき「こども大綱」を閣議決定
令和6年4月1日	児童福祉法が改正され、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能が一体となった「こども家庭センター」が開設
令和6年5月31日	「こどもまんなか実行計画」の決定
令和6年6月5日	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、妊婦等包括相談支援事業やこども誰でも通園制度、産後ケア事業等、子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

4 計画期間

本計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

【計画期間】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
第3期武雄市子ども・子育て支援事業計画					
				見直し及び策定	次期計画

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 武雄市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「武雄市子ども・子育て会議」を設置し、本計画にかかる審議をいただきながら策定しました。

第1章 計画の策定にあたって

(2) 計画策定に伴う基礎調査

市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や利用意向を把握し、計画に反映させるためアンケート調査を実施しました。

【調査の種類と実施方法】

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	調査時期
就学前児童アンケート	市内の就学前児童 （0～5歳）の保護者	・無作為抽出 2,032人 ・WEBにて回答	令和6年 3月
小学生アンケート	市内の就学児童 （小学1～6年生）の保護者	・無作為抽出 1,823人 ・WEBにて回答	令和6年 3月

【回収状況】

	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	2,032票	488票	24.0%
小学生アンケート	1,823票	542票	29.7%

(3) パブリックコメント^{※3}の実施

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

【期間】令和7年2月7日（金）～令和7年2月25日（火）

^{※3} パブリックコメント：行政の基本的な事項を定める計画、方針等の立案段階において、趣旨、内容等を住民に公表し、多様な意見を幅広く募集する手続きのこと。

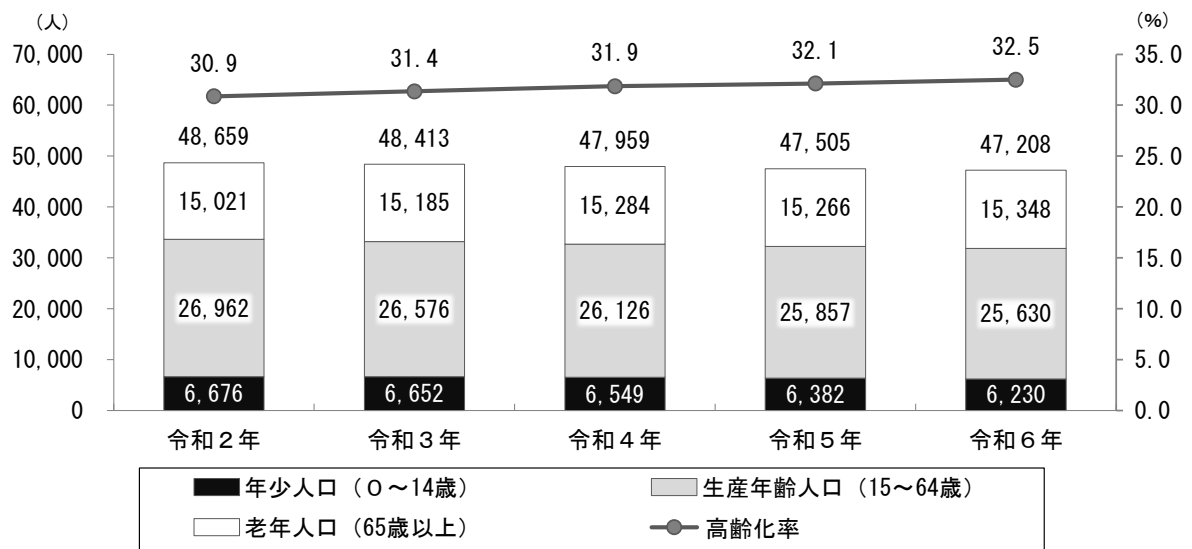
第2章 武雄市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

総人口は減少傾向が続いており、令和2年の48,659人から令和6年の47,208人と、5年間で1,451人の減少となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で、令和6年には高齢化率が32.5%となっています。本市においても人口減少、少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移】

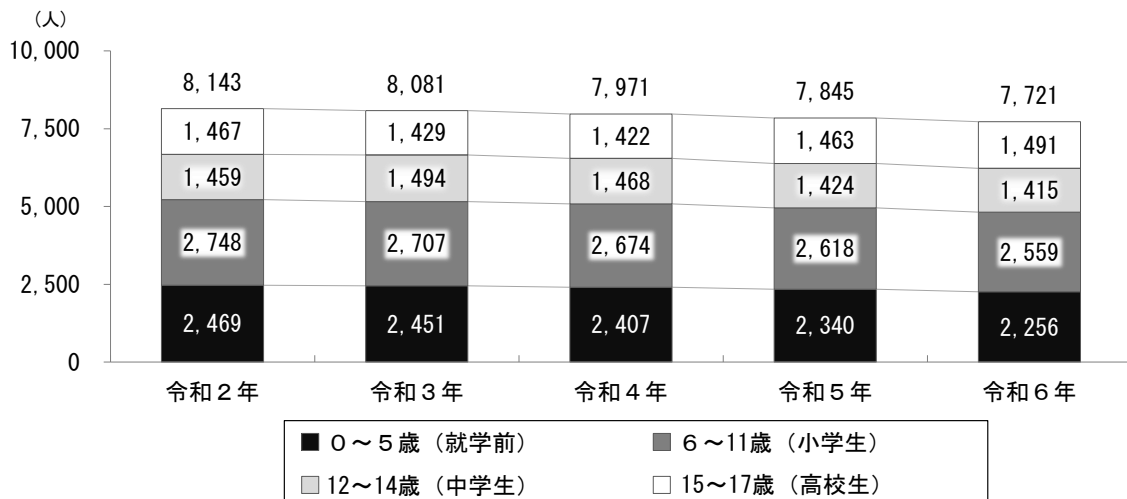


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子ども人口は減少傾向ですが、15～17歳（高校生）は令和5年から令和6年にかけて増加しています。

【子ども人口の推移】

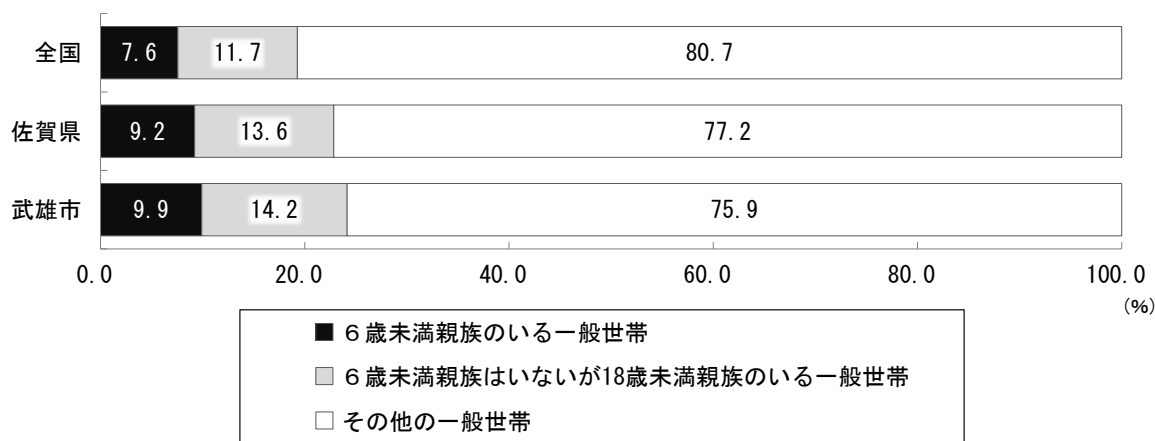


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 世帯構成

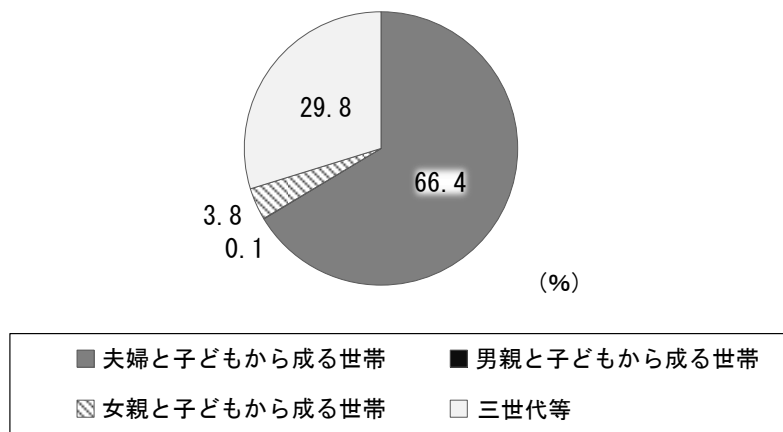
令和2年の国勢調査では、本市の6歳未満親族のいる一般世帯の割合は9.9%、6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる一般世帯の割合は14.2%で、これらを合わせた18歳未満親族のいる一般世帯は24.1%となり、全国(19.3%)・県(22.8%)と比較して高くなっています。

【世帯の状況（全国・県との比較）】



資料：国勢調査（令和2年）

【6歳未満親族のいる世帯の構造】



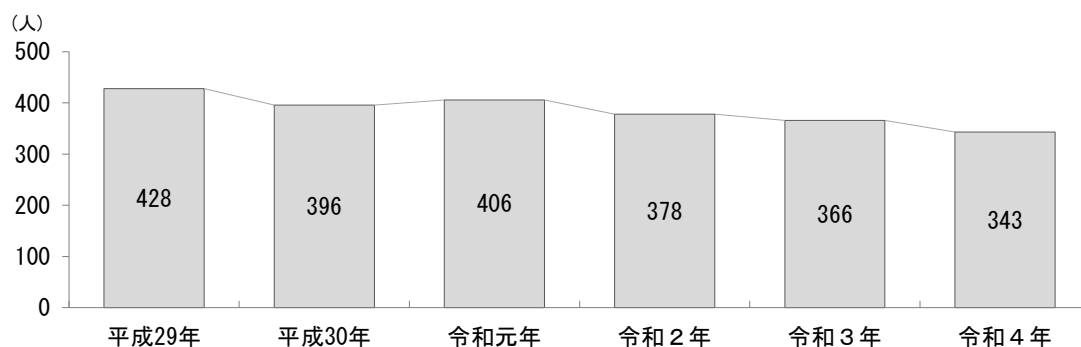
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	17,554	46,217	2,386
6歳未満がいる世帯	1,740	8,022	2,386
核家族	1,222	4,892	1,657
夫婦と子どもから成る世帯	1,155	4,663	1,571
男親と子どもから成る世帯	1	3	1
女親と子どもから成る世帯	66	226	85
三世代等	518	3,130	729

資料：国勢調査（令和2年）

(4) 出生の動向

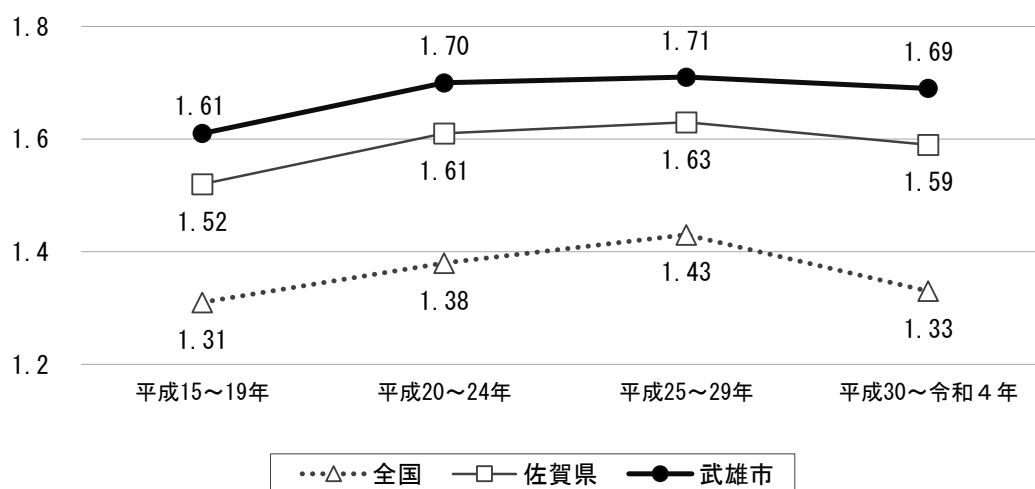
出生数は、減少傾向で、令和2年以降 400 人以下で推移しており、令和4年には 343 人に減少しています。合計特殊出生率^{※4}は、平成 25～29 年までは増加傾向でしたが、平成 30～令和4年で減少に転じています。国・県と比較すると、国・県を上回って推移しています。

【出生数の推移】



資料：人口動態統計

【合計特殊出生率の推移（全国・県との比較）】



資料：人口動態統計

※4 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に何人の子どもを生むかを示すもので、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。

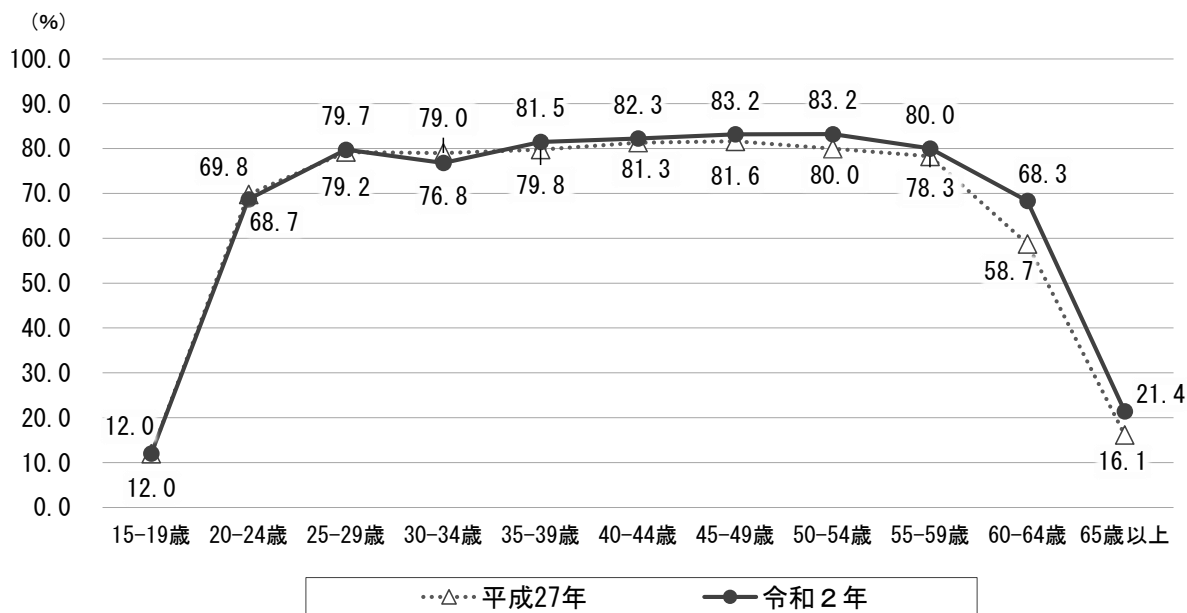
2 女性の就業状況

(1) 女性の就業状況

女性の就業率の推移をみると、令和2年に「25-29歳」、「35-39歳」以上では増加しています。

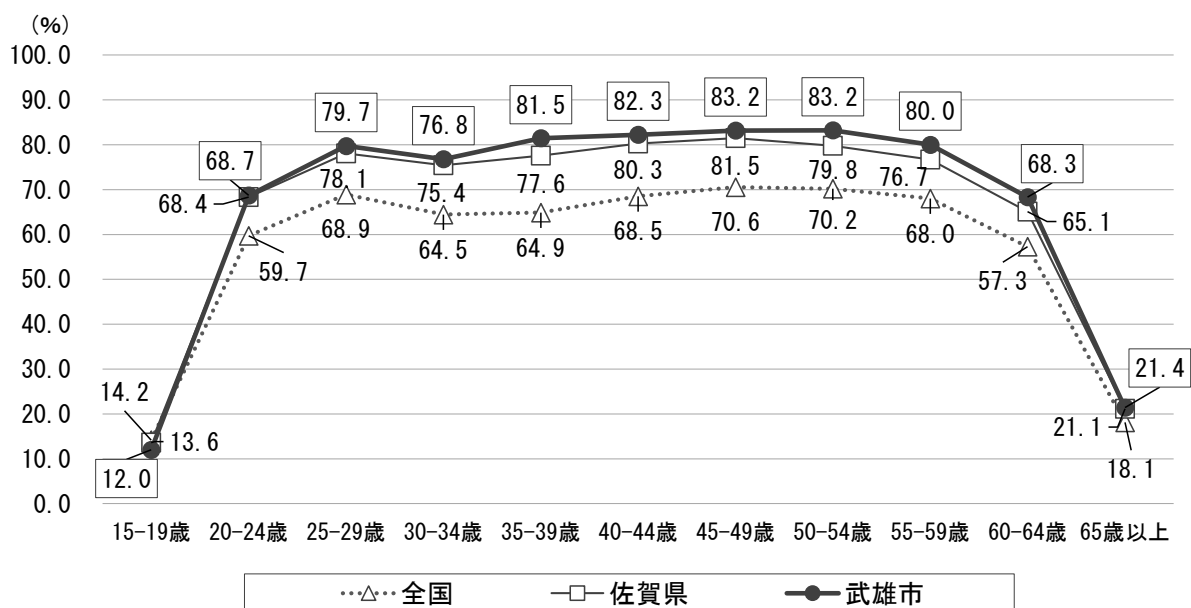
全国・県と比較すると、「15-19歳」では全国・佐賀県より低いですが、「20-24歳」以上では全国・佐賀県を上回っています。

【女性の就業率の推移】



資料：国勢調査

【女性の就業率（全国・県との比較）】



資料：国勢調査

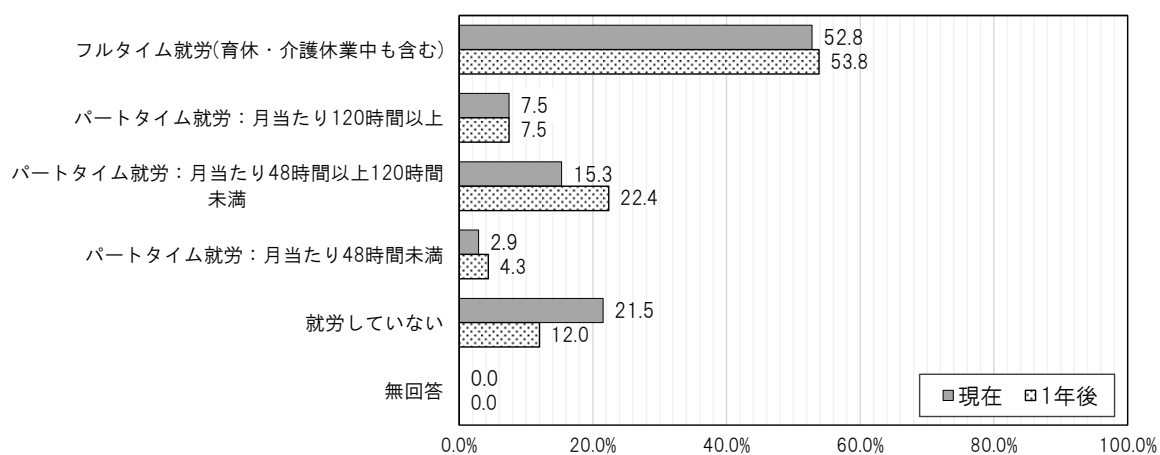
3 ニーズ調査結果の概要

(1) 保護者の就労状況

【就学前児童の保護者】

- ・母親は、フルタイム就労（育休・介護休業中も含む）が52.8%となっており、前回の43.3%から9.5ポイント増加しています。パートタイム就労はいずれの時間帯も前回から減少しています。

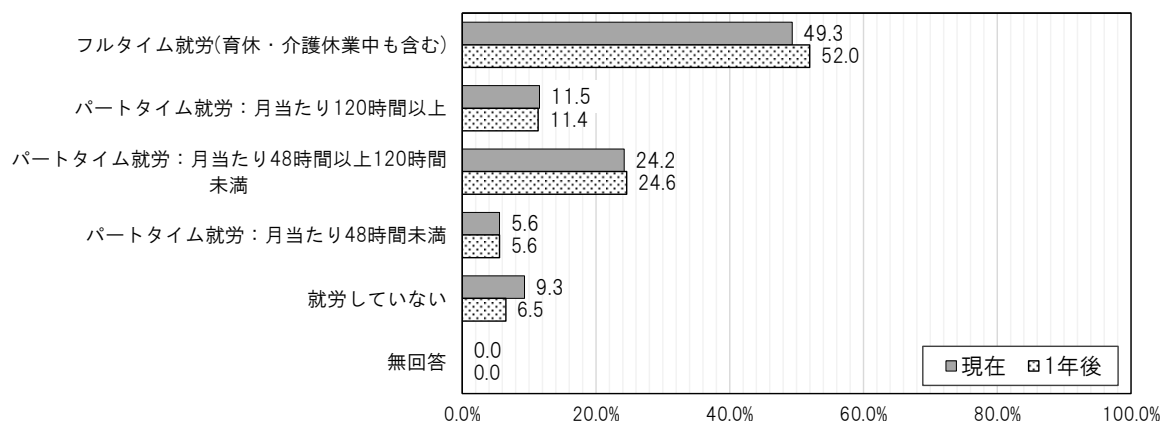
■母親の就労状況



【小学生児童の保護者】

- ・母親は、フルタイム就労（育休・介護休業中も含む）が49.3%となっており、前回の42.9%から6.4ポイント増加しています。パートタイム就労は月当たり120時間以上が11.5%で前回の14.7%から3.2ポイント減少していますが、その他の時間帯は特に変わりません。

■母親の就労状況

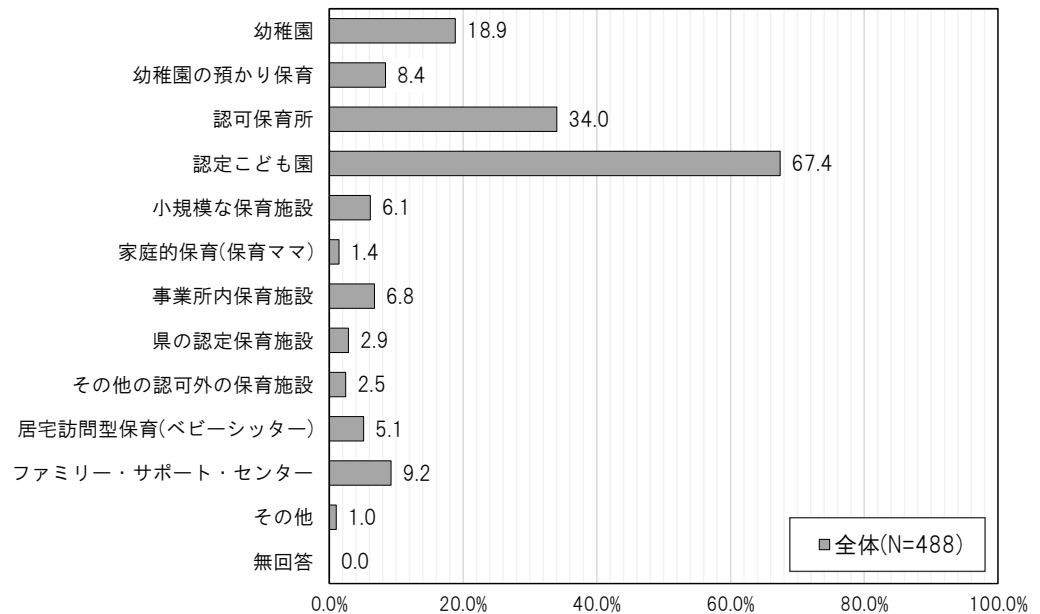


(2) 教育・保育事業の利用意向

【就学前児童の保護者】

- ・認定こども園^{※5}の利用意向が67.4%あり、前回の68.1%から0.7ポイント減少しています。認可保育所の利用意向が34.0%あり、前回の44.3%から10.3ポイント減少しています。

■平日の教育・保育事業の利用意向

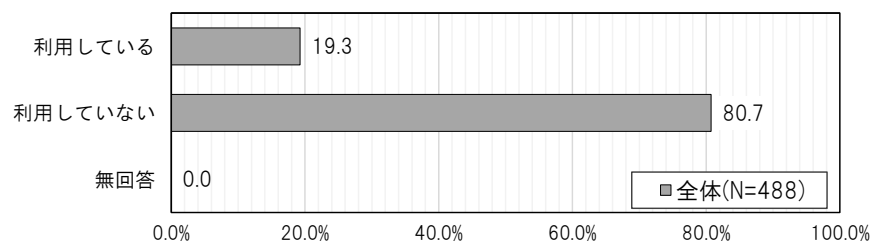


(3) 地域の子育て支援事業の利用意向

【就学前児童の保護者】

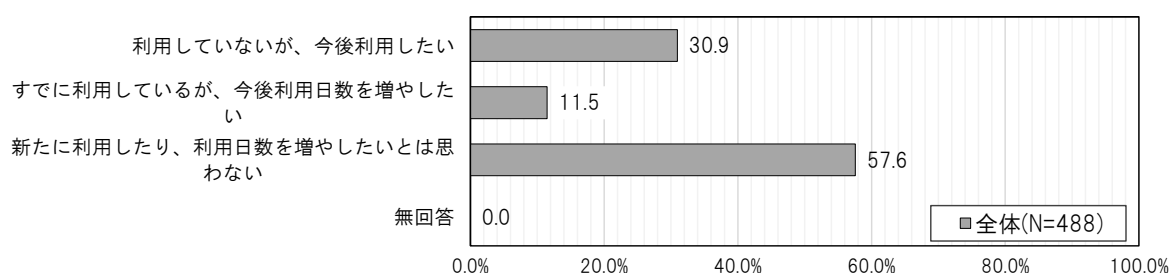
- ・「武雄市子育て総合支援センター」は、現在利用していると回答した保護者が19.3%、今後の利用意向があるのは42.4%となっています。

■武雄市子育て総合支援センターの利用状況



※5 認定こども園：幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこと。

■武雄市子育て支援センターの利用意向

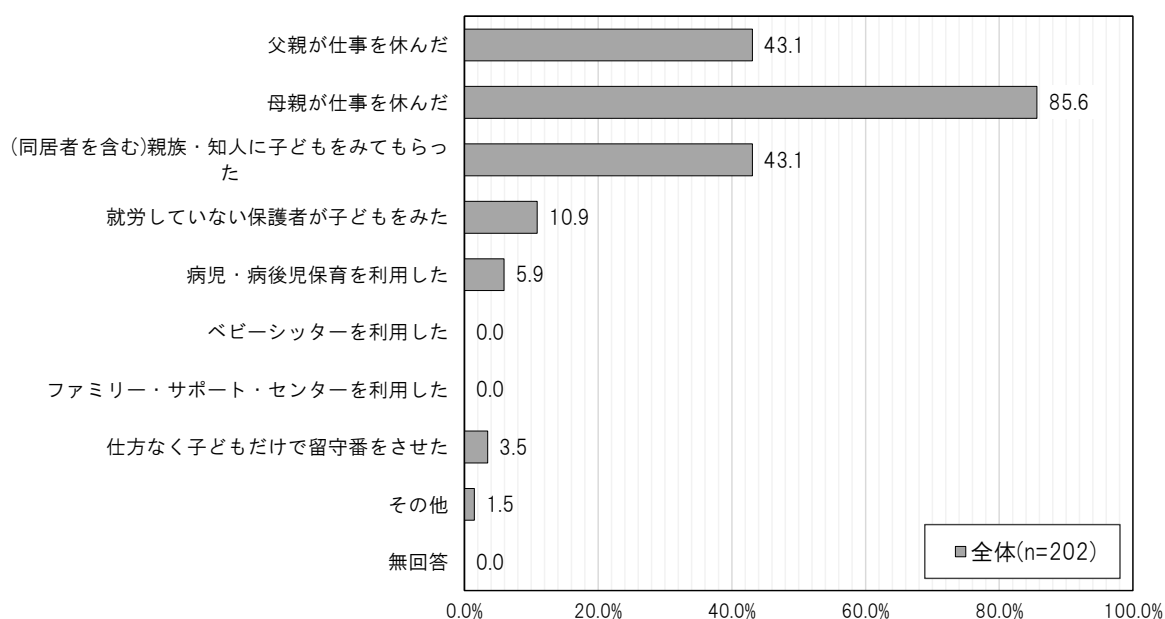


(4) 病児・病後児保育の利用意向

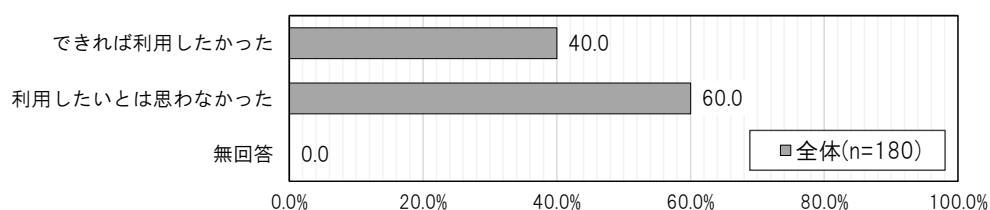
【就学前児童の保護者】

- ・子どもが病気やケガで幼稚園や保育所・認定こども園を利用できなかった際に、病児・病後児保育を利用した割合は 5.9%で前回の 3.3%から 2.6 ポイント増加しています。また病児・病後児保育の利用意向は 40.0%となっています。

■子どもが病気やケガで通っている施設が利用できなかったときの対応



■病児・病後児保育の利用意向

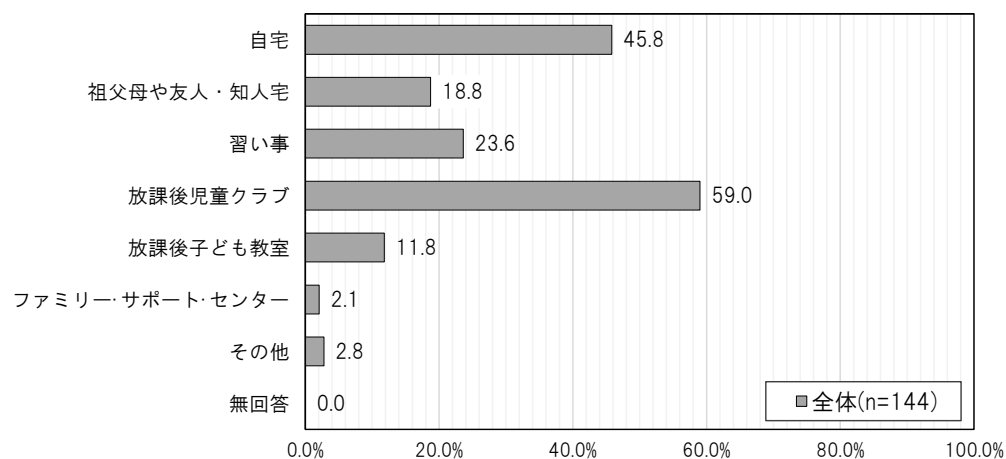


(5) 放課後児童クラブの利用意向

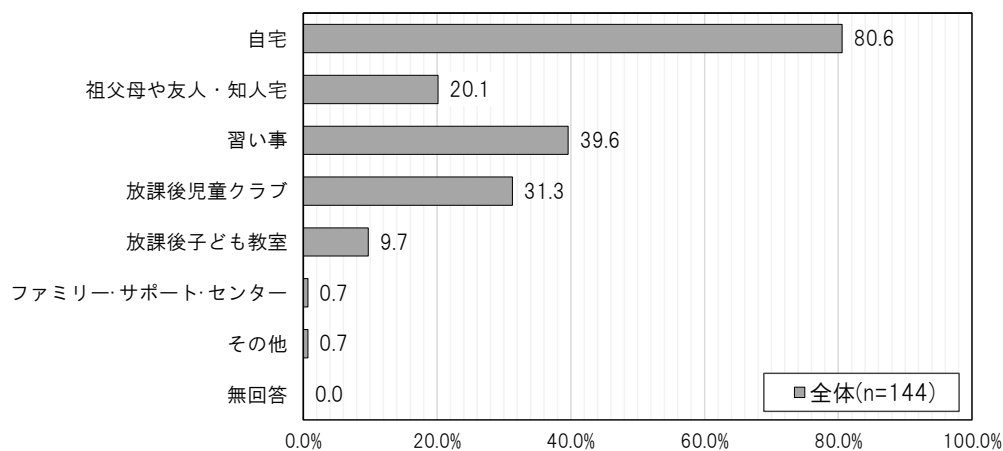
【就学前児童の保護者】

- ・放課後児童クラブの利用意向は、低学年（1～3年）で59.0%（前回62.1%）、高学年（4～6年）で31.3%（前回49.1%）となっており、前回より利用意向が減少しています。

■放課後の過ごし方の希望（低学年）



■放課後の過ごし方の希望（高学年）

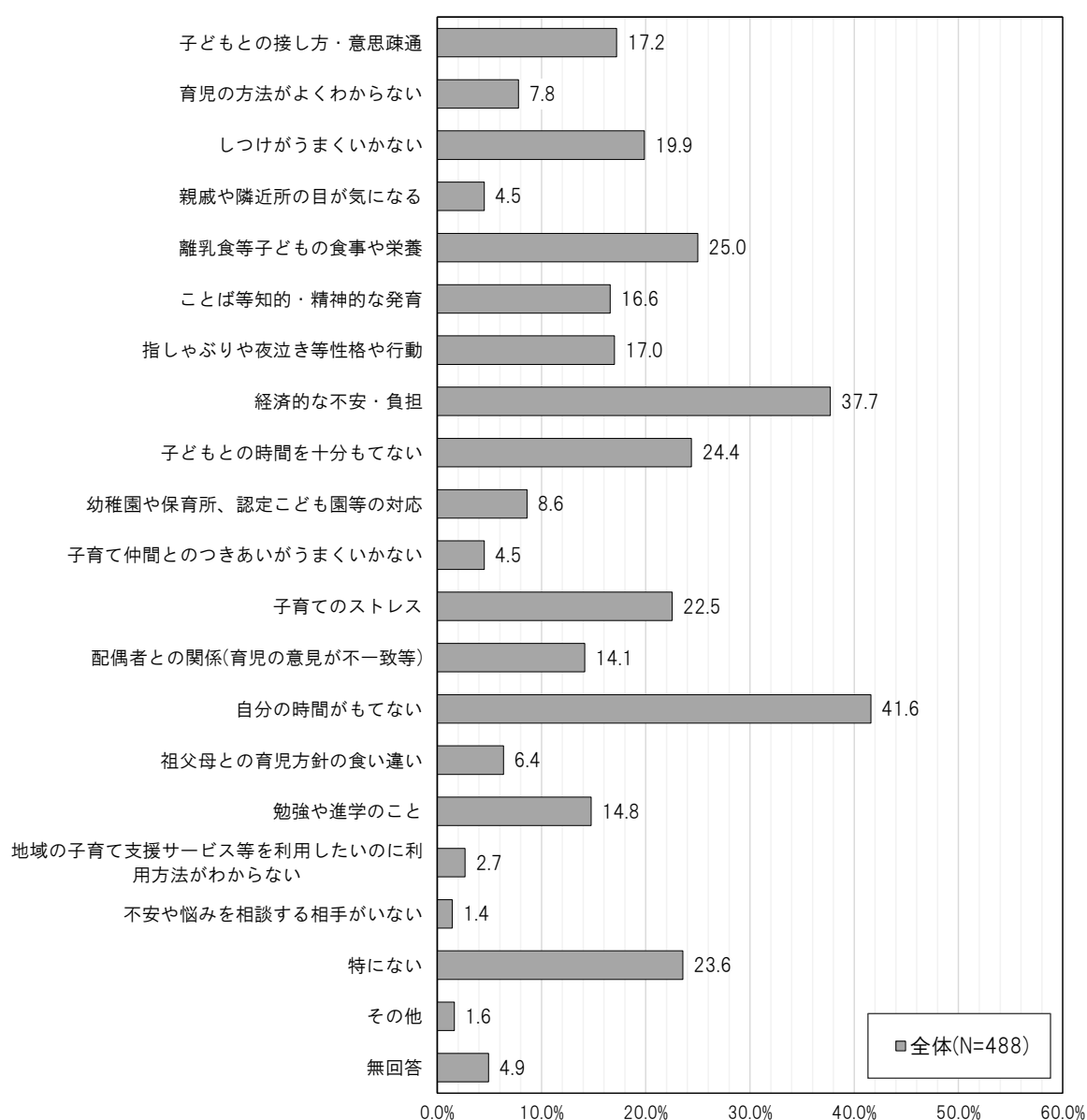


(6) 子育てに関する悩みや不安・相談先

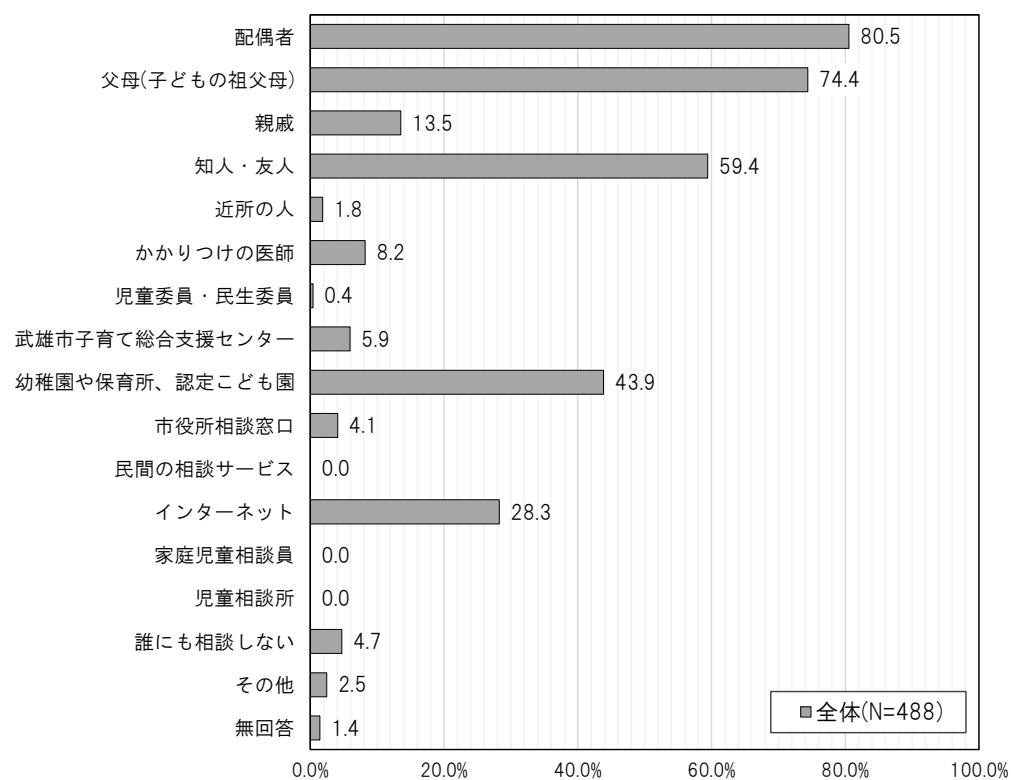
【就学前児童の保護者】

- ・「自分の時間がもてない」が41.6%（前回31.7%）で最も高く、次いで「経済的な不安・負担」が37.7%（前回28.3%）、「離乳食等子どもの食事や栄養」が25.0%（前回18.3%）となっています。特に、子どもの年齢が0～1歳児では「離乳食等子どもの食事や栄養」、2～4歳児では「自分の時間がもてない」と回答した割合が高くなっています。
- ・相談先は、「配偶者」（80.5%）、「父母（子どもの祖父母）」（74.4%）、「知人・友人」（59.4%）と前回と同様の傾向で、身近な人の割合が高くなっています。

■子育ての悩み



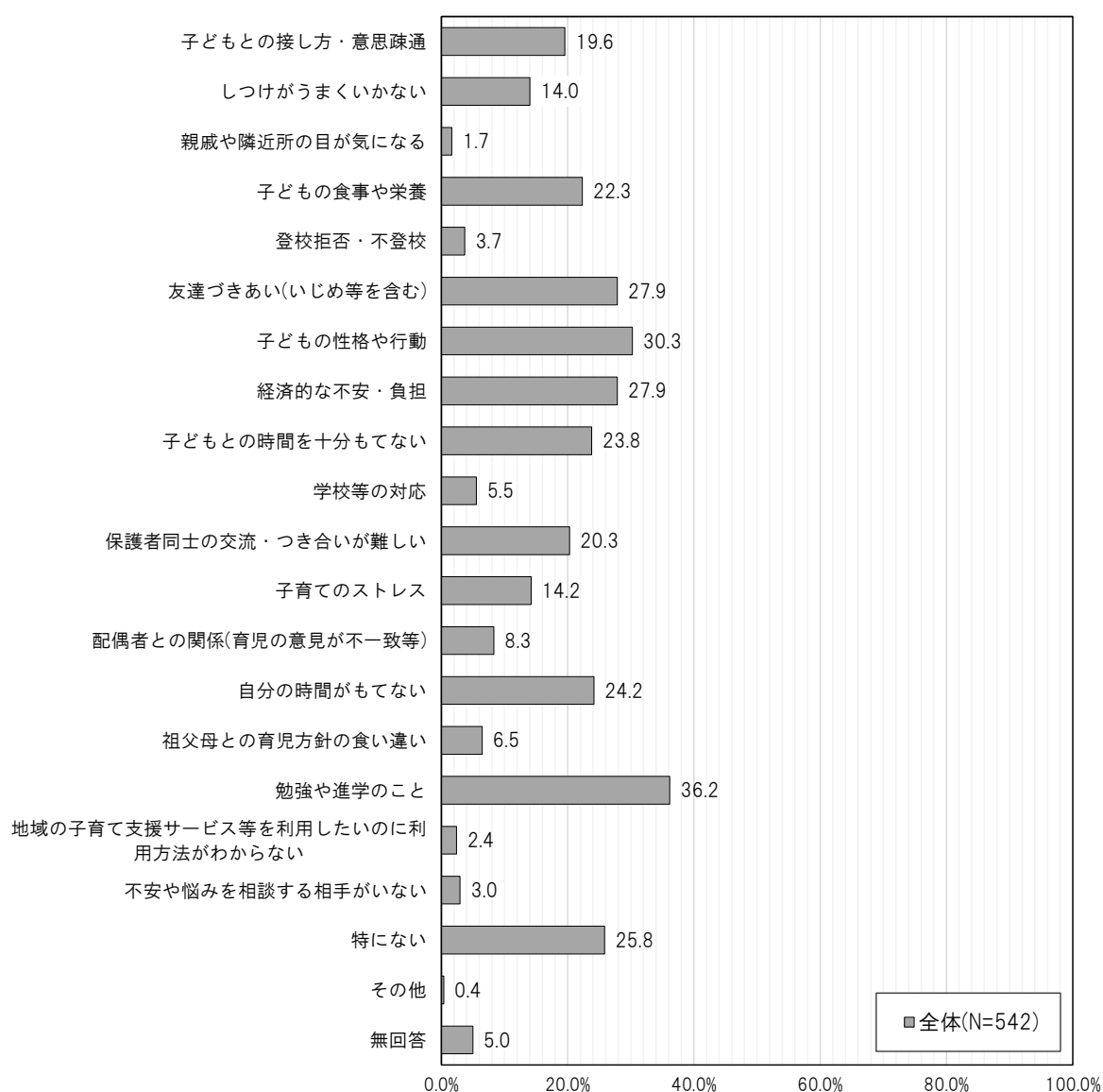
■子育ての悩みや不安の相談先



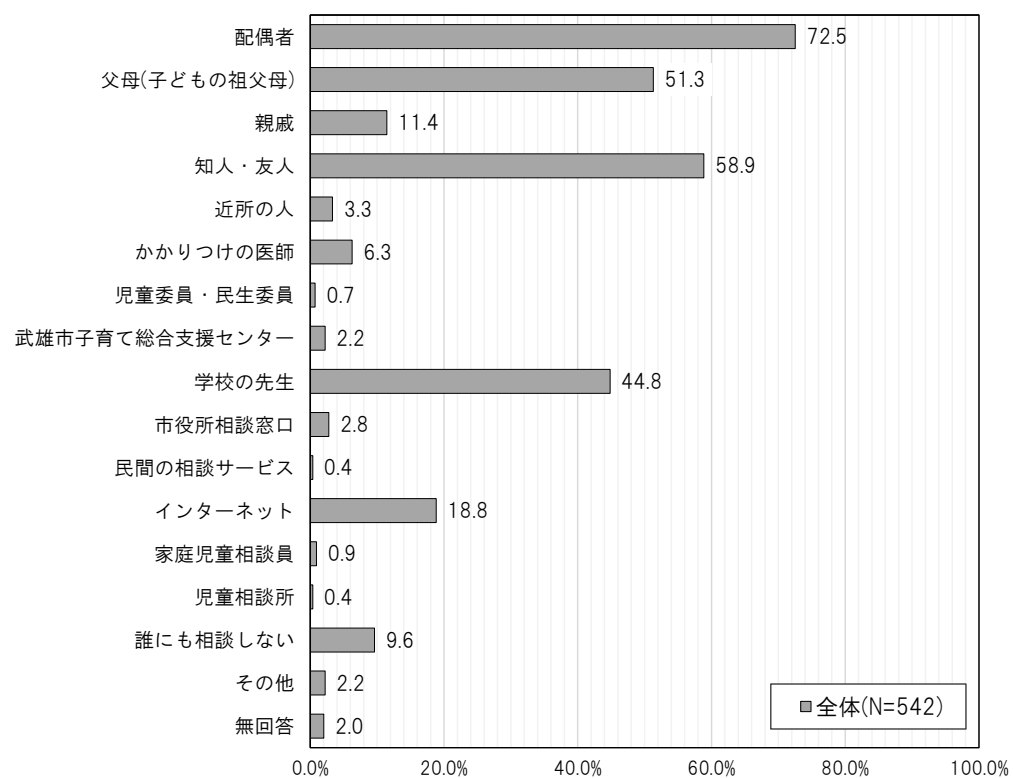
【小学生児童の保護者】

- 「勉強や進学のこと」が36.2%（前回27.6%）で最も高く、次いで「子どもの性格や行動」が30.3%（前回24.4%）となっています。特に、子どもの学年が1～3年生では「子どもの性格や行動」、4～5年生では「勉強や進学のこと」、6年生では「経済的な不安・負担」と回答した割合が高くなっています。
- 相談先は、「配偶者」（72.5%）、「知人・友人」（58.9%）、「父母（子どもの祖父母）」（51.3%）と前回と同様の傾向で、身近な人の割合が高くなっています。

■子育ての悩み



■子育ての悩みや不安の相談先

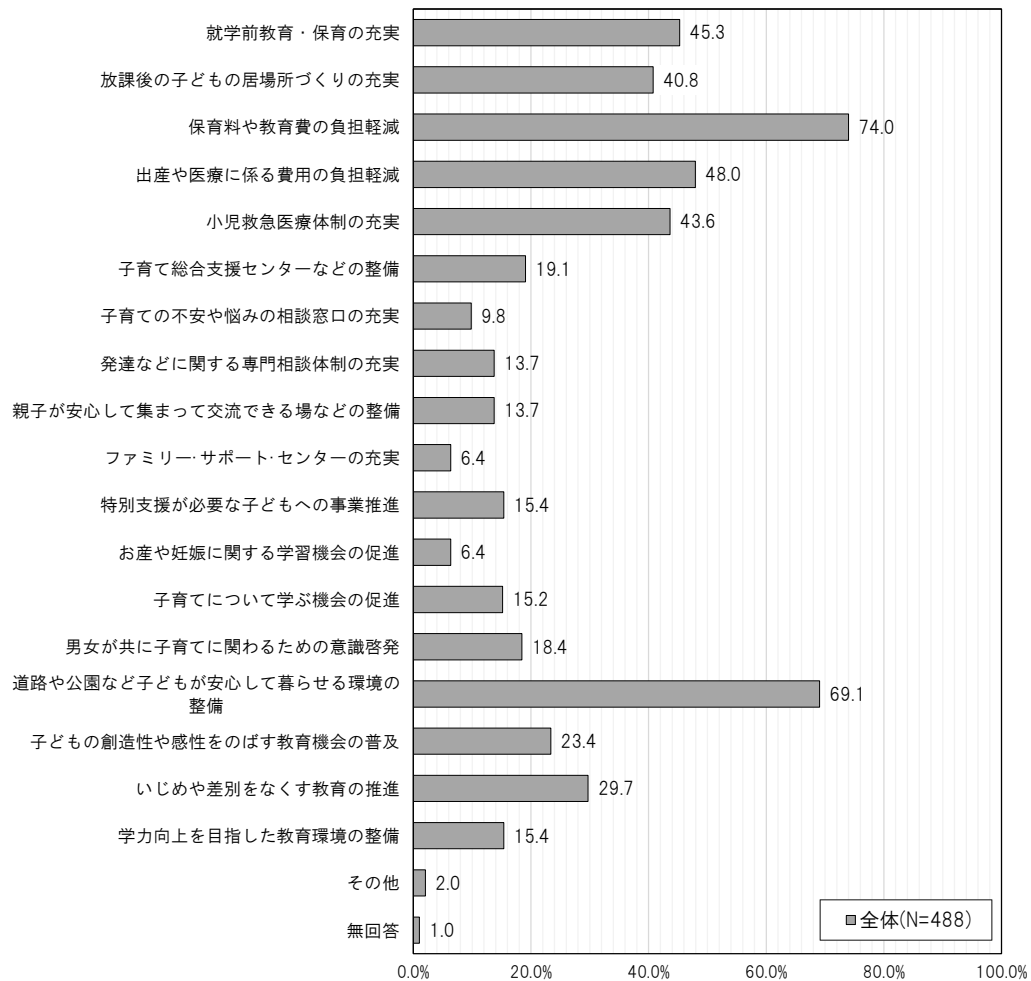


(7) 子育てしやすいまちとなるために重要なこと

【就学前児童の保護者】

・「保育料や教育費の負担軽減」が74.0%（前回 59.4%）が最も高く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が69.1%（前回 55.2%）、「出産や医療に係る費用の負担軽減」が48.0%（前回 27.7%）となっています。

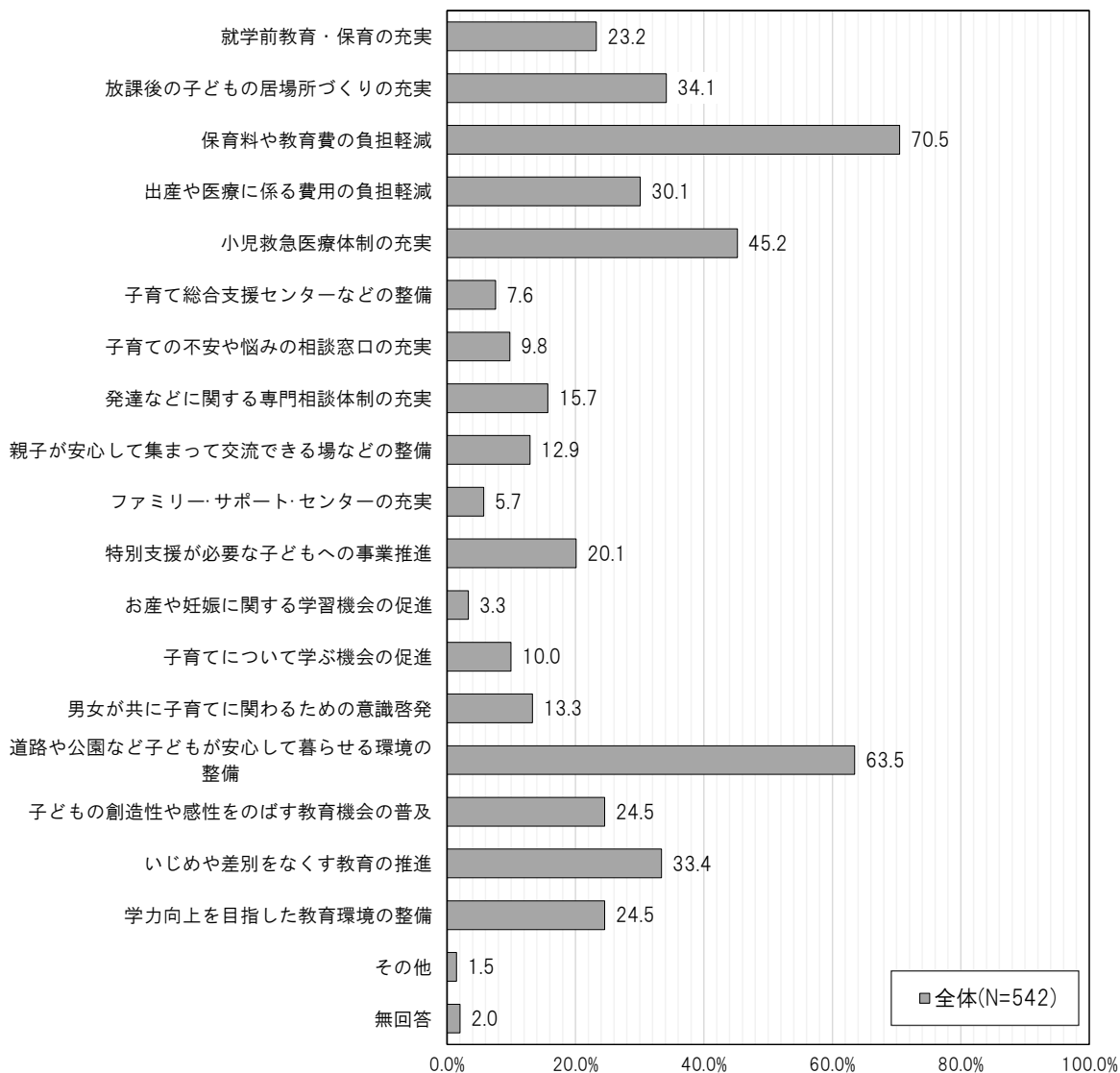
■子育てしやすいまちとなるために重要なこと



【小学生児童の保護者】

・「保育料や教育費の負担軽減」が70.5%（前回48.4%）、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が63.5%（前回58.5%）、「小児救急医療体制の充実」が45.2%（前回42.2%）となっています。

■子育てしやすいまちとなるために重要なこと



4 第2期計画の実施状況

令和2年度から令和5年度までの取組について、基本目標ごとに取組の実施状況を整理しています。

基本目標1 すべての子育て世代への多様な支援の充実	
① 教育・保育サービスの充実	・延長保育や一時預かり事業では、新たな事業参加者を加え、就労形態の多様化に伴う保護者の様々な保育ニーズに対応しています。また、病児・病後児保育については、利用促進の広報を行い、コロナ禍後は利用者も増えています。
② 子育て支援サービスの充実	・親子で参加できるひろばの実施や子育て世代が参加できるフェスタの開催、妊娠時に参加できる企画を実施し、親子の交流の場の提供、切れ目のない支援を進めています。また、子育てサポーター養成講座・子育て世代への講演会を実施し、支援の担い手を育成していますが、支援者の確保が課題となっています。
③ 放課後児童クラブの充実	・放課後児童クラブの待機児童対策として、社会福祉法人等への働きかけ等を実施していますが、取組は若干遅れています。また、協働サポーターの確保ができない放課後子ども教室もありますが、放課後児童クラブと連携しながら活動を実施しました。
④ 経済的負担の軽減	・子どもの医療費助成は、令和3年7月から高校生等（18歳の年度末）まで対象を拡大し、現物給付による助成を行っています。また、令和4年度から不妊治療が保険適用になり、先進医療費用の助成や保険適用外の治療費について助成、多子世帯への支援として、令和4年度に18歳以下の児童を3人以上養育する世帯に対し、生活支援特別給付金の支給を行いました。
⑤ ワーク・ライフ・バランス※6の実現に向けた取組の推進	・講演会や啓発イベント、男女共同参画週間における広報・市ホームページでの啓発活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を進めています。
⑥ 相談体制、情報提供の充実	・こども家庭課と子育て総合支援センターが連携を図りながら、子育てに悩む保護者へ対応しています。また、市ホームページ「たけおの子育て情報サイト」での情報提供、国が運営する「ここdeサーチ」の園情報を登録・更新し最新情報が提供できるよう努めています。 ・令和5年10月に市ホームページに「武雄市オンライン市役所」を立ち上げ、申請の手続きガイドで申請方法、必要書類等を示しオンライン申請ができる体制を整えました。

※6 ワーク・ライフ・バランス：仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域生活などに参加できる時間を確保しながら、充実した生活を送ることが重要であるという考え方。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保などにつながり、有益であるとされている。

基本目標2 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援	
① 児童虐待防止策の推進	武雄市要保護児童対策協議会^{※7}、要対協実務者会議を開催し、関係機関の連携強化及び情報共有を行っています。個々のケースについては、児童相談所や警察署などの要対協の構成機関と連携して対応し、早期発見・早期対応による虐待防止に努めました。
② 子どもの貧困対策	令和3年12月に「第2期武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）」を策定し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの笑顔コーディネーターによる伴走型支援を拡充し、市内全小中学校（市立のみ）まで対応できるようにしました。
③ 障がいのある子どもがいる家庭への支援	子育て相談係において、相談員（社会福祉士）による相談、公認心理師による心理巡回訪問・個別心理相談を行いました。また、発達障がいを持つ子どもの保護者向けの勉強会、保護者同士の交流会として、子育て交流サロン（年5回）、ペアレント・プログラム（年6回）を実施しました。
④ 外国につながる子どもへの支援	CSO（市民社会組織）団体による日本語教室の開催、広報誌での啓発活動を実施し、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校に、日本語指導担当教員、帰国子女等対応非常勤講師を配置しています。
基本目標3 すこやかに生み育てることができる環境づくり	
① 安心して妊娠、出産できる環境の確保	母子手帳交付時に全妊婦への面談を実施し、不安の解消に努めています。また、子育て世代包括支援センターを中心に、支援が必要な妊産婦については、相談や訪問等継続的に支援を行い、安心して出産・育児ができるように支援を行いました。
② 親子の健康支援	母子保健推進員による家庭訪問やプレパパ・ママサロンの実施、産後の産婦への相談や訪問を実施し、不安の軽減に努めました。
③ 食育の推進	武雄市食育推進計画に基づき、関係団体と情報を共有しながら、市民の食育を推進しています。

^{※7} 武雄市要保護児童対策協議会：虐待を受けた児童などに対する支援体制を強化するために設置されており、福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する。

基本目標4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備	
① 教育環境の整備	- ICT 機器の利活用を通じて個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、子どもたちの個々に応じた指導を実施し、「生きる力」の育成に取り組んでいます。 - 支援が必要な児童生徒が在籍している学校に支援員を配置しています。 - 幼保小での授業参観や情報交換等の実施、赤ちゃん登校日や育ちあい講座を実施し幼児と小中高生が関わる機会をつくっています。
② 家庭の教育力向上	地域における親子交流の場づくりを実施し、その中で育児についての共感や相談に応じています。また、保護者向けの子育て講演会を実施しています。
③ 思春期の保健対策	小中学校における薬物乱用防止教室や防煙教室の実施、武雄市青少年育成市民会議、町民会議による地域環境点検活動の実施により、思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な言動をとることができるように普及活動や環境づくりに努めています。
基本目標5 安全で安心して子育てができる地域づくり	
① 子どもの安全の確保	- 各園において園児を含む交通安全訓練、市立小学校や保育所等で交通安全教室を実施していますが、子どもたちだけではなく、すべての人が交通事故を防止するために行動するよう意識を高める必要があります。 - 青色防犯パトロール活動、ながら防犯活動（ウォーキング、ジョギング、ショッピング、通勤、犬の散歩などをしながらの防犯活動）等、地域において防犯活動に取り組んでおり、子どもたちの安全の確保と犯罪から守るための取組が進んでいます。
② 子育てを支援する生活環境の整備	公園や広場等の遊具点検、施設点検を行い、適切な管理に努めています。設置後年数が経過し老朽化が進んでいる遊具や施設が多くなっており、撤去、更新時期を検討する必要があります。
③ 子育てを支える地域社会の形成	- 市内小中学校において地域学校協働本部を中心に、官民一体型学校※8の推進や体験活動、交通安全見守り活動など地域全体で協働活動に取り組んでいます。また、学校運営協議会を年4回程度開催し、学校のカリキュラムデザインや生徒の様子を共有しています。 「月に一度はファミリーデー」の啓発およびファミリーデー標語コンクールの実施、広報誌「雄翔」の発行、たけおっ子の主張の開催、各町民会議による体験活動を実施しました。 - 市子連及び町子連球技大会の開催、わんぱくスクールの実施、ジュニアリーダー活動の促進、地域コミュニティ活性化事業を実施しています。

※8 官民一体型学校：「官」のシステムに、「民」のノウハウや活力を融合させ、官と民は一緒になって教育のあり方を変え、子どもの生き抜く力を育む教育を行うことを目的としている。

5 子どもや子育て家庭を取り巻く課題の整理

(1) 子育てと仕事の両立支援について

ニーズ調査では、働く母親が増加しており、育児休業^{※9}を「取得した（取得中である）」割合が前回調査より増加しています。一方で、父親の育児休業取得の割合は、前回調査より増加していますが、母親に比べると低い状況が続いています。また、父親が育児休業を取得していない主な理由について、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答した割合が上位にあがっています。仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うために、働き方に関する啓発や子育てに関する職場の理解促進を行うとともに、育児休業制度等の利用による経済的な負担を軽減する支援策の検討が必要です。

また、子どもが病気の際には、病児・病後児保育を利用した割合も増加していますが、母親が仕事を休んで看る場合が多くなっています。自由意見においても、病児・病後児保育に関する回答があり、充実が求められています。

(2) 情報提供や相談支援体制について

ニーズ調査では、子育ての悩みや不安の相談先は、配偶者や父母（子どもの祖父母）、知人・友人、保育所や学校等の身近な人の割合が高く、市役所相談窓口や武雄市子育て総合支援センターと回答した割合は低い状況です。また、子育てに役立つ情報の入手先について、「広報・パンフレット」「市のホームページ」と回答した割合は、前回調査より高くなっており、「インターネット」と回答した割合は、前回調査より大きく増加しています。気軽に相談できる窓口支援体制の充実、子育てに関する正しい情報が各家庭に届くように、取組を進めていくことが求められます。

武雄市子育て総合支援センターを利用していると回答した割合は約2割となっており、新たに利用したり、利用日数を増やしたいと考えている人は約4割となっています。子育て総合支援センターは、相談できる場、情報提供を受ける場であるとともに、保護者同士の交流を図ることで保護者の不安や悩みを軽減・解消できる場でもあるため、今後も利用を促していくことが必要です。

^{※9} 育児休業：労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、1歳6か月以後も、保育所に入れない等の場合には、会社に申し出ることでより育児休業期間を最長2歳まで延長できる。また、「育児・介護休業法」の改正により、令和7年度4月から、子の看護休暇の見直し（対象となる子の範囲の拡大や取得事由の拡大等）、所定時間労働（残業免除）の対象拡大等が施行される。

（３）地域における子育て支援について

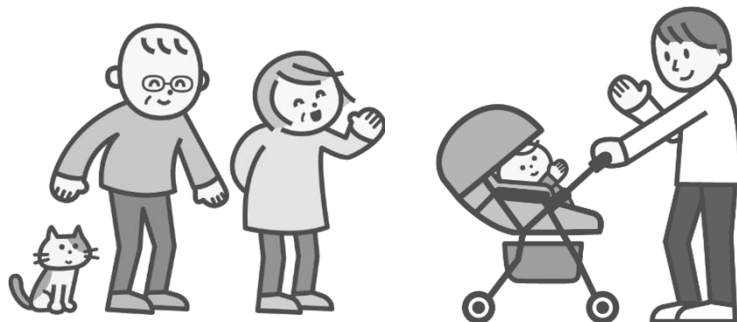
ニーズ調査では、近所や地域の人々との付き合いの程度について、「付き合いはまったくない」と回答した割合が、就学前保護者、小学生保護者ともに前回調査より増加しています。また、住んでいる地域は子育てをしやすいところであると『思う』と回答した割合は、未就学児童保護者では 65.2%、小学生保護者では 82.8%となっており、未就学児童保護者については前回調査より減少しています。

子育て支援として、身近な地域の人に望むことについて、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」と回答した割合が最も高くなっており、地域での見守りや声かけ等、地域住民の子育て支援活動の推進が求められています。特に、就学前児童保護者では約１割の人が地域の人との付き合いがない状況であるため、子育て家庭の孤立を防ぐ取組の推進が求められます。

（４）子育てしやすいまちづくりについて

ニーズ調査では、妊娠中の悩みや心配ごとについて「産後の育児」と回答した割合が最も高く、産後の母親の体調について「睡眠が十分に取れなかった」「体の疲れが取れなかった」と回答した割合が５割を超えています。産後ケア事業の提供体制の確保や保護者のメンタルヘルスに関する取組を進め、保護者の育児不安や負担の軽減を図り、安心して産み育てられるように支援していくことが必要です。また、妊娠期から出産までの期間の保健サービスの満足感が『得られた』割合は８割を超えていますが、ハイリスク妊婦や支援が必要な母子を見逃さず、妊娠期からサポートすることが重要です。

子育てしやすいまちとなるための重要なことについて、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「保育料や教育費の負担軽減」と回答した割合が最も高くなっています。自由記述においても、「経済的支援」や「子育て環境の整備」に関する回答が多くなっており、ニーズの高い経済的負担の軽減や子育てしやすいまちづくりを進める必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の保護者が子どもと向き合い、安全で安心して子どもを産み育てることができるよう、地域社会全体で、子どもと子育て家庭に寄り添い、見守り、気づきを通して、様々な支援ができるまちづくりを目指し、「すべての子どもを地域で見守る あんしんきち たけお」を基本理念とし、子ども・子育て支援に取り組んできました。

本計画においても、第2期計画の基本理念を踏襲し、すべての子どもたちが健やかに成長していけるよう、行政だけではなく、保護者や市民、関係機関等が連携し、地域全体での子育て環境がより充実したまちづくりを推進します。

【基本理念】

すべての子どもを
地域で見守る あんしんきち たけお

2 基本的視点

基本理念を実現するための基本的視点は、第2期計画を踏襲します。

視点1 未来に向かい、創造する子どもたちを育む

核家族化の進行、地域における人間関係が希薄化しているなかで、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てに魅力や喜び、楽しみを感じながら、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進します。また、子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。仕事と生活の調和の実現に向けて社会全体で連携して取り組むとともに、保護者と子どもがともに過ごす時間を充実できるように支援します。

視点2 子どもたちの夢につながる可能性を引き出す

幼児期から質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備するとともに、子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長できるよう取組を進めます。

視点3 地域が見守り、支え合って守る子どもたちの安全

子どもや子育て家庭を社会全体で見守り、支援することができる地域づくりを推進します。また、安全で安心して生活できる生活環境、子どもたちを事故や犯罪から守るための体制を整備し、すべての子どもたちが健やかに育つ環境の整備に努めます。

3 計画の基本目標

基本理念を実現するための以下の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 すべての子育て世代への多様な支援の充実

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、教育・保育のニーズの多様化が進んでおり、引き続き、保育事業の充実に向けた検討も必要となっています。教育・保育事業、子育て支援の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、男女ともに子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進します。

基本目標2 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

相談支援体制の強化を図り、ハイリスク妊婦や支援が必要な母子を妊娠期から適切な支援につなげます。保護者の育児不安や負担の軽減を図り、安心して産み育てられる体制を充実するとともに、出産後も、子どもの成長の各段階において、親子の健康を確保・増進するための取組を推進します。

基本目標3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

児童虐待防止対策の充実、子どもの貧困対策、障がい児施策の充実等により、支援を必要とする子どもたちが、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備

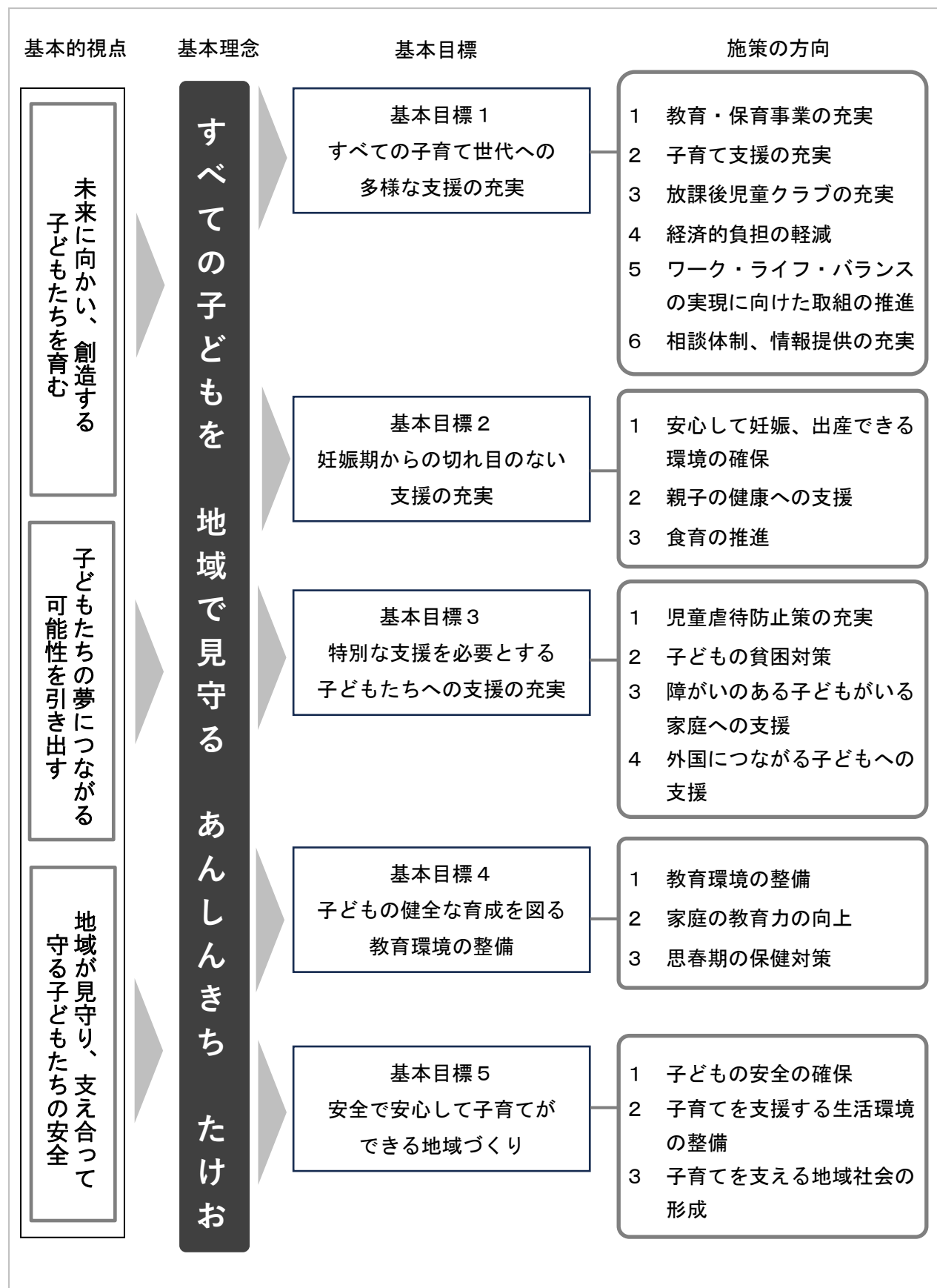
子どもが健やかに育つためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。子どもの権利条約^{※10}や子どもの権利擁護について、保護者や子どもたち自身への理解を深める取組を推進します。また、子どもの「生きる力」の育成を図るとともに、地域や関係機関等と連携を強化し、子どもたちの教育環境の整備を推進します。

基本目標5 安全で安心して子育てができる地域づくり

子どもとその保護者が安心・安全に生活することができるよう、子どもの安全確保に関する取組の推進、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。また、子どもたちの防犯・防災意識の向上を図ります。さらに、子どもたちを見守り、育てていくことができるよう、地域における子育て支援のネットワークを強化します。

※10 子どもの権利条約：世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約。この条約では、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にし、こどもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めている。「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つが基本的な柱とされている。

4 施策の体系



第4章 子ども・子育て支援施策の展開（次世代育成支援行動計画）

基本目標 1 すべての子育て世代への多様な支援の充実

（1）教育・保育事業の充実

No.	具体的な施策	内 容	担当課
1	教育・保育環境の整備・充実	ニーズ量に見合った定員の確保に努めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援ができる体制づくりを推進します。	こども未来課
2	多様な保育ニーズへの対応	延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育等の周知及び利用しやすい環境づくりを図り、多様化する保護者のニーズへの対応に努めます。	こども未来課

（2）子育て支援の充実

No.	具体的な施策	内 容	担当課
3	武雄市子育て総合支援センターの利用促進	親子で参加できるひろばの実施、子育て世代が参加できるフェスタや妊娠時に参加できる企画等を開催し、交流の場や学びの場を提供します。また、子育てサポーター養成講座を開催し、子育て支援の担い手となる人材を育成します。	こども未来課
4	多様な預かりに対応した支援サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業を充実するとともに、子育てに関する養育支援の充実に努めます。	こども未来課
5	読書に親しむ環境づくりの推進	こども図書館では、ボランティアの協力による「おはなし会」の開催、親子で参加する体験型の講座やワークショップを実施し、子どもの成長を支援します。	文化課
6	ブックスタート事業	5か月児と保護者を対象に、絵本を通して親子の交流を深め、心安らぐ時間を共有できるよう支援します。	文化課
7	民生委員・児童委員の見守り体制の充実	地域社会の「見守り役」として、また主任児童委員については、学校と区域担当の児童委員との「つなぎ役」として、各関係諸機関との連携・協力をしながら家庭が抱える悩みや不安の解消に努めます。	福祉課
8	父親（男性育児）への支援	父親を対象とした交流の場づくりや学びの機会の充実、相談窓口の周知等、父親への支援の充実に努めます。	こども未来課

（3）放課後児童クラブの充実

No.	具体的な施策	内 容	担当課
9	放課後児童クラブの施設整備	利用者のニーズを踏まえながら、計画的な施設整備に努めます。	こども未来課
10	受け入れ体制の充実	佐賀県主催や専門的な研修を実施し、支援員の質の向上に努めるとともに、支援員の増員等を行い、支援が必要な児童の受け入れ体制の充実に努めます。	こども未来課
11	放課後子ども教室との連携	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、放課後の児童の健全育成に努めます。	こども未来課

（4）経済的負担の軽減

No.	具体的な施策	内 容	担当課
12	児童手当の支給	高校生年代までの児童を対象に児童手当の支給を行い、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
13	子ども医療費の助成	高校生年代まで対象を拡大し助成を行います。	こども家庭課
14	不妊治療に係る費用の助成	先進医療費用の助成や保険適用外の治療費について助成を行います。	こども家庭課
15	多子世帯への支援の充実	多子世帯への経済的な支援の充実に努めます。	こども家庭課

（5）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

No.	具体的な施策	内 容	担当課
16	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男女共同参画に関する講演会やイベントを通して、ワーク・ライフ・バランスの重要性を発信し、普及啓発を行います。	男女参画・市民協働課
17	企業等への働きかけ	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、企業等を対象とした働き方の見直し等に関するワークショップや講演会等を開催します。	男女参画・市民協働課
18	仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくり	講演会や啓発イベントの実施、広報や市ホームページ等で啓発活動を行い、育児休業制度の取得促進など、仕事と子育てが両立できる働きやすい職場環境づくりに向け、意識の醸成に努めます。	男女参画・市民協働課
19	産前・産後休業、育児休業期間中の相談支援	産前・産後休業、育児休業明けに、保護者の希望に応じて、円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等が利用できるよう相談支援を行います。	こども未来課

（6）相談体制、情報提供の充実

No.	具体的な施策	内 容	担当課
20	子育て支援事業の周知	武雄市子育て総合支援センター等の子育て支援事業を周知し、母親が安心して出産・子育てができるよう努めます。	こども未来課
21	妊娠期からの切れ目のない支援	こども家庭課と子育て総合支援センターが連携し母親の不安や悩みの軽減を図り、妊娠期からの切れ目のない支援を提供します。	こども家庭課 こども未来課
22	子育てに関する情報の提供	市ホームページ「たけおの子育て情報サイト」での情報提供を行います。また、国が運営する「ここd eサーチ」において最新情報の提供ができるよう努めます。	こども家庭課 こども未来課
23	ヤングケアラーに対する支援	関係機関と庁内関係課が連携した「武雄市ヤングケアラー支援チーム」において、ヤングケアラーやその家族に対する支援に取り組みます。また、子ども自身が相談しやすい窓口を設け、相談体制の充実に努めます。	こども家庭課 福祉課

基本目標2 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

（1）安心して妊娠、出産ができる環境の確保

No.	具体的な施策	内 容	担当課
24	伴走型相談支援	妊娠や子育て家庭に寄り添い、安心して出産・子育てができるよう、保健師や助産師などによる面談を行いながら、必要な支援につなぎます。	こども家庭課
25	妊婦一般健康診査	国の「安全安心な出産の確保」の方針に基づき、妊婦一般健康診査受診票を交付し、定期的な健診の受診を促進します。	こども家庭課
26	産婦健康診査	産婦健康診査受診票（2週間と1か月の2回分）を交付し、健康診査に係る費用を助成します。	こども家庭課

（2）親子の健康への支援

No.	具体的な施策	内 容	担当課
27	産後ケア事業	出産後の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。	こども家庭課
28	母子保健推進員による訪問・相談支援	母子保健推進員が生後7～8か月児のいる家庭を訪問し、保護者への声かけを実施します。	こども家庭課

No.	具体的な施策	内 容	担当課
29	プレパパ・ママサロンの実施	妊娠中の食事・分娩について管理栄養士や助産師からの講話、妊婦体験、沐浴指導等を行います。	こども家庭課
30	発達段階に応じた健康診査の実施	乳児期については、乳児一般健康診査票を交付し、医療機関の個別受診により異常の早期発見に努めます。幼児期については、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診にて身体的異常の早期発見に努めます。また、精神発達面が気になる児に対して、臨床心理士や言語聴覚士による専門的な継続支援ができるよう努めます。	こども家庭課
31	健康教育の充実	離乳食教室や乳幼児相談等の機会を活用し、栄養や睡眠等の生活習慣についての指導を行います。	こども家庭課
32	育児相談の実施	乳幼児相談や2歳6か月児歯科健診時に保健師と面談の機会を持つことで保護者の育児不安の軽減を図ります。	こども家庭課

（3）食育の推進

No.	具体的な施策	内 容	担当課
33	成長段階に応じた食育の推進	武雄市食育推進計画に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校栄養教諭等と行政が連携して、妊娠期、乳幼児期、学童・思春期～高齢期まで切れ目のないライフステージごとの食育を推進します。	健康課

基本目標3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

（1）児童虐待防止策の充実

No.	具体的な施策	内 容	担当課
34	児童虐待防止策の推進	武雄市要保護児童対策協議会を中心に関係機関の連携を強化し、情報の共有と支援体制を充実します。また、個別のケースについては、武雄市要保護児童対策協議会の構成機関である児童相談所や警察署等と連携し、きめ細やかな対応を推進します。	こども家庭課

No.	具体的な施策	内 容	担当課
35	社会的養護が必要な子どもへの支援	養護施設の理解を深めるための広報を充実するとともに、子どもの心のケアを含め、子どもの視点で考えながら、家庭的養育環境形態にしていくように努めます。	こども家庭課

（２）子どもの貧困対策

No.	具体的な施策	内 容	担当課
36	武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）との連携	武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）と連携し、貧困の連鎖を断ち切るために必要な施策を長期的かつ継続的に取り組みます。	こどもの貧困対策課

（３）障がいのある子どもがいる家庭への支援

No.	具体的な施策	内 容	担当課
37	情報提供の充実	障がい福祉計画に基づく、居宅介護や短期入所、障がい児福祉計画に基づく児童発達支援等のサービスについて情報提供を行います。	福祉課
38	関係機関との連携	自立支援協議会子ども支援部会、武雄市相談支援センター等の関係機関と連携を強化し、支援体制の充実を図ります。	こども家庭課
39	相談体制の充実	相談員（社会福祉士）による相談、公認心理師による心理巡回訪問・個別心理相談等、専門職による相談を実施します。	こども家庭課
40	子育て交流サロン、ペアレント・プログラムの実施	発達障がいのある子どもの保護者向けの勉強会や保護者同士の交流会を実施します。	こども家庭課

（４）外国につながる子どもへの支援

No.	具体的な施策	内 容	担当課
41	日本語教室の開催	言葉の壁や生活習慣の違い等の様々な問題に対応するため、CSO団体による日本語教室の開催、広報での啓発活動を実施します。	男女参画・市民協働課
42	日本語指導担当教員等の配置	日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校に、日本語指導担当教員、帰国子女等対応非常勤講師を配置し、学習面での支援に努めます。	学校教育課

基本目標4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備

（1）教育環境の整備

No.	具体的な施策	内 容	担当課
43	こども基本法や子どもの権利条約の周知啓発	こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容についての理解を促すため、学校や放課後児童クラブ、生涯学習講座、子どもを対象としたイベント等を通して、周知啓発を図ります。また、保護者や子育て支援に関わる地域の人へ情報提供を実施し、子どもの権利に関する理解促進を図ります。	こども家庭課 こども未来課 学校教育課 生涯学習課
44	子どもたちの「生きる力」の育成	子ども一人一人の主体的な学びを重視し、知識・技能に加え、学びに向かう力や思考力・判断力など将来必要とされる力を伸ばします。そのために、教育DXの推進や、官民一体型学校など各校の特色ある学校づくりに取り組みます。	学校教育課 新しい学校づくり課
45	道徳教育や体験活動の充実	豊かな人間性を育むため、全小中学校でのふれあい道徳の実施、ボランティア活動、ものづくり体験等の体験活動の充実を図ります。	学校教育課
46	人権・同和教育の充実	学校での人権・同和教育を充実するとともに、子育て講演会等を通して保護者への啓発を行い、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの人権意識の向上に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課
47	教育相談の充実	庁内関係課、医療機関や児童相談所、武雄警察署等が連携し、不登校やいじめ、問題行動等への対応と相談体制の充実に努めます。	学校教育課
48	基本的な生活習慣の定着	たくましい身体を育むため、基本的な生活習慣の定着と「食」の大切さの理解、運動に親しみ体を鍛えることを奨める教育を推進します。	学校教育課
49	特別支援教育の支援員の配置	特別な配慮が必要な児童生徒が在籍している学校に支援員を配置し、日常生活の介助、学習支援などを行います。	学校教育課
50	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携	幼保小での授業参観や情報交換等を実施し、連携を図ります。また、赤ちゃん登校日や育ちあい講座を実施し、幼児と小中高生とが関わる機会をつくります。	学校教育課 こども未来課
51	地域に開かれた学校づくり	コミュニティスクール（学校運営協議会）の取組を通じて、学校の目標やビジョンを地域に共有し、地域と連携した子どもたちの体験学習を推進します。	学校教育課 新しい学校づくり課

No.	具体的な施策	内 容	担当課
52	情報モラル講座の周知	小学生・中学生を対象に、安全に安心してインターネットを利用するための情報モラル、トラブル等の対処方法や相談窓口について、佐賀県青少年育成県民会議が実施する出前講座の周知と活用の促進を図ります。	学校教育課

（２）家庭の教育力の向上

No.	具体的な施策	内 容	担当課
53	地域等での家庭教育への支援	地域における親子交流の場づくりや保護者向けの子育て講演会を通して、子育ての大変さを感じている保護者に共感しながら、基本的な生活習慣や親子の関わり等に関する学習機会の充実を図ります。	こども未来課

（３）思春期の保健対策

No.	具体的な施策	内 容	担当課
54	薬物乱用防止教育、防煙教室の実施	思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応をとることができるよう小中学校において、薬物乱用防止教室や防煙教室を実施します。	学校教育課
55	地域環境点検活動の実施	武雄市青少年育成市民会議・町民会議による地域環境点検活動を実施し、子どもたちを取り巻く環境の整備を進めます。	生涯学習課
56	保健教育の推進	学校医等による性に関する講演会の開催等、発達に応じた性に対する正しい知識を身につけるための保健教育を推進します。	学校教育課

基本目標５ 安全で安心して子育てができる地域づくり

（１）子どもの安全の確保

No.	具体的な施策	内 容	担当課
57	交通安全意識の向上	保育所等における交通安全訓練の実施や市立小中学校、保育所等における交通安全教室を実施し、子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。また、交通安全指導員が立哨し、子どもの安全確保や交通安全指導を実施します。	こども未来課 生涯学習課 防災・減災課

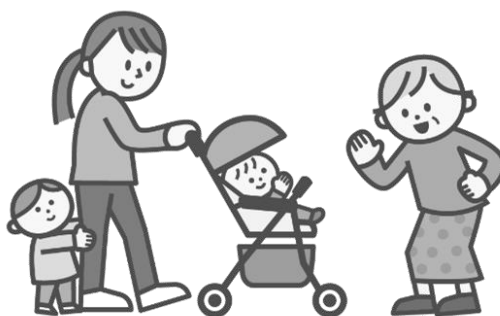
No.	具体的な施策	内 容	担当課
58	地域における防犯活動の推進	「ながら防犯活動」や青少年育成町民会議の関係者等による防犯パトロール活動、学校・PTA・警察と連携した「子ども110番の家」運動等を実施し、犯罪の発生しない環境づくりに努めます。	防災・減災課 生涯学習課
59	防犯意識の向上	不審者対応避難訓練の実施等、各種行事や各教科を通じて子どもの防犯意識の向上を図る取組を推進します。また、保育所等においては、教職員等の防犯に関する研修会等を実施し、危機管理意識の向上に努めます。	こども未来課 学校教育課

（２）子育てを支援する生活環境の整備

No.	具体的な施策	内 容	担当課
60	安全な道路環境の整備	通学路合同点検及び未就学児の移動経路の合同点検を実施し、危険箇所への対策を行います。また、歩行者の安全確保のための対策を実施し、歩道や交通安全施設の整備等に努めます。	学校教育課 防災・減災課 建設課
61	公園や広場等の整備	遊具点検・施設点検を実施し、公園や広場等の適切な管理を行います。	都市政策課

（３）子育てを支える地域社会の形成

No.	具体的な施策	内 容	担当課
62	家庭・地域・学校等の連携強化と地域全体での協働活動の推進	コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に進め、地域と学校の連携を図ります。部活動の地域連携や登下校の見守り活動などに地域全体で取り組みます。また、地域の各種団体や企業の協力により、子どもたちの体験活動の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課 新しい学校づくり課



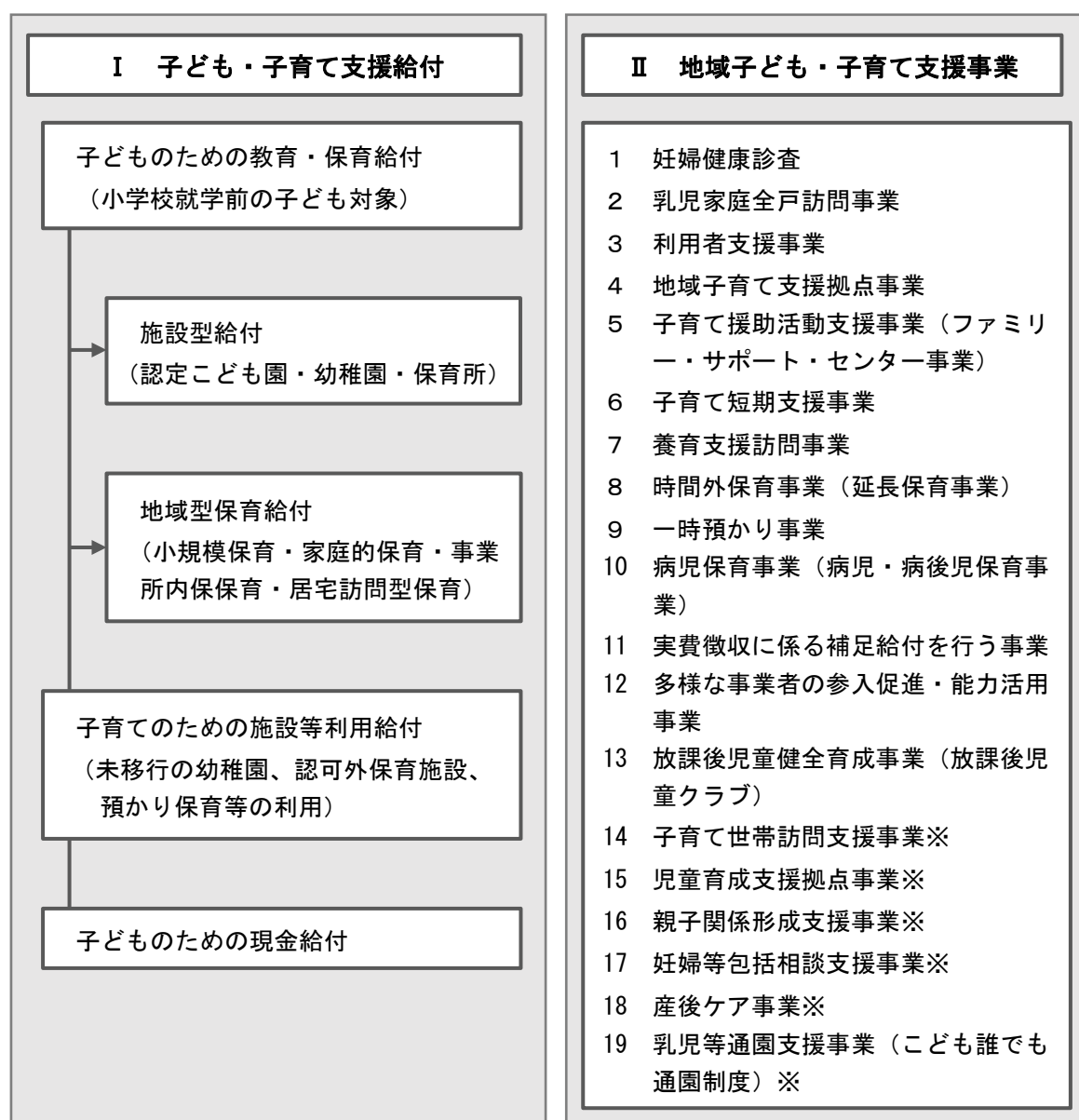
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保（子ども・子育て支援事業計画）

1 子ども・子育て支援制度の概要

（1）制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援制度であり、主なポイントとしては、「認定こども園の普及」「教育・保育の無償化による施設等利用費の支給」「保育の量的拡大・確保」「地域子ども・子育て支援の充実」などがあげられます。

■制度における給付・事業の全体像



※は第3期計画からの新規事業

（２）保育の必要性の認定

１）保育区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育園部）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育園部） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園 特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園 幼稚園 特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業（2歳児までは新3号、3歳児からは新2号）



2）保育を必要とする事由

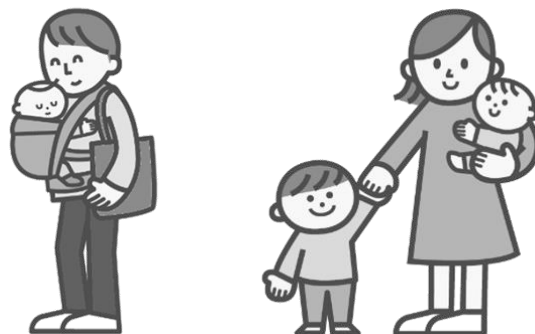
保育所などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労（月48時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・疾病、障がい
- ・同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

3）保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）



2 将来フレーム（将来の子ども人口）

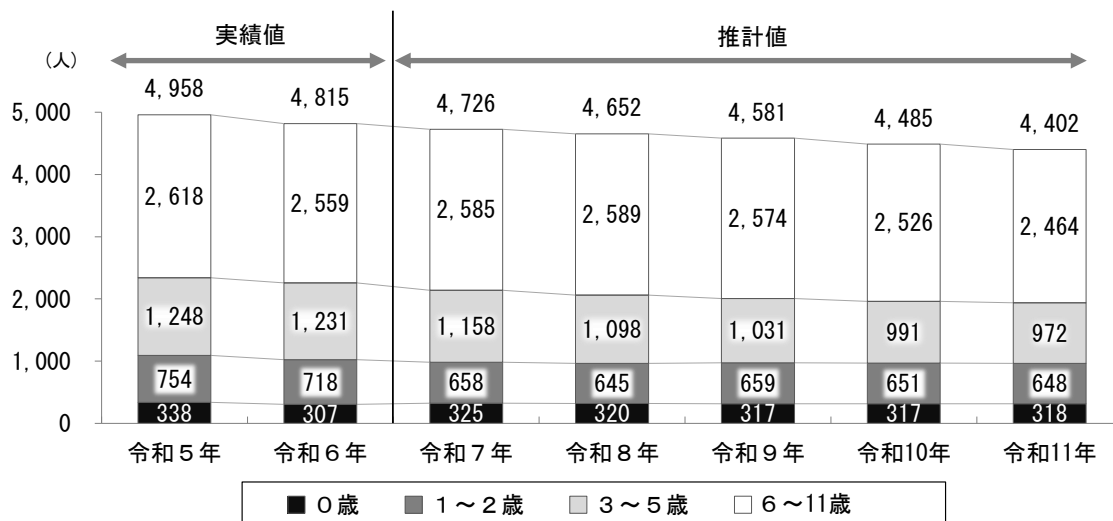
■推計方法

- ・令和2年から令和6年の住民基本台帳（各年3月末）における性別、年齢1歳階級別の実績人口の動態から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計しています。
- ・0歳人口は、コーホート変化率法を用いて推計した将来各年における15～49歳女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計しています。

※推計に使用した女性子ども比は、令和2年から令和6年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比としています。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性子ども比として算出しています。

0歳～11歳の子ども人口は減少傾向で推移し、令和11年には4,402人と推計され、令和6年の4,815人から413人の減少が見込まれています。

■子ども人口の推移



資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日）

推計値は住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

		実績値		推計値				
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
未就学児	0歳	338	307	325	320	317	317	318
	1歳	372	344	312	331	326	323	323
	2歳	382	374	346	314	333	328	325
	3歳	402	377	369	342	310	329	324
	4歳	442	403	378	370	343	311	330
	5歳	404	451	411	386	378	351	318
	小計	2,340	2,256	2,141	2,063	2,007	1,959	1,938
小学生	6歳	422	413	461	420	395	387	360
	7歳	438	425	417	464	423	398	390
	8歳	414	439	426	418	465	424	399
	9歳	422	416	441	428	420	467	426
	10歳	442	422	416	441	428	420	468
	11歳	480	444	424	418	443	430	421
小計		2,618	2,559	2,585	2,589	2,574	2,526	2,464
0～11歳 合計		4,958	4,815	4,726	4,652	4,581	4,485	4,402

資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日）

推計値は住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

3 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

本市の教育・保育提供区域は、以下のように設定します。

■武雄市の教育・保育の提供区域

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は「市全域」の1区域とします。
- ② 地域・子ども子育て支援事業の提供区域は、基本的には「市全域」の1区域とします。ただし、放課後児童クラブについては、基本は「小学校区」とします。

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

本計画では、教育・保育施設の利用について、「どのくらい需要（利用の希望）があるか」という見込みに対し、利用定員の計画値を定めます。本市では、就学前の教育・保育施設などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、令和2年度からの実績を基に、計画策定に係るニーズ調査（令和5年度実施）の結果も活用し定めます。

（１）量の見込み

単位：人

認定区分 年度別 量の見込み	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
	教育を希望	幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
令和7年度 (2025年度)	200	940		52	250	290	1,732
		50	890				
令和8年度 (2026年度)	185	910		51	260	260	1,666
		40	870				
令和9年度 (2027年度)	170	858		50	260	270	1,608
		33	825				
令和10年度 (2028年度)	160	828		50	260	270	1,568
		28	800				
令和11年度 (2029年度)	159	810		50	260	270	1,549
		25	785				

(各年度4月1日時点)

（２）確保方策

「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施します。

■教育・保育の量の見込みと確保方策（令和7年度）

単位：人

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (利用希望者数)		200	50	890	52	250	290	1,732
②確保方策 (利用定員)		310	909		145	250	273	1,887
内 訳	特定教育・保育施設	310	909		140	244	267	1,870
	確認を受けない幼稚園	0	—		—	—	—	0
	特定地域型保育事業	—	—		5	6	6	17
②－①		110	▲31		93	0	▲17	155

■教育・保育の量の見込みと確保方策（令和8年度）

単位：人

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (利用希望者数)		185	40	870	51	260	260	1,666
②確保方策 (利用定員)		310	900		154	260	273	1,897
内 訳	特定教育・保育施設	310	900		140	244	267	1,861
	確認を受けない幼稚園	0	—		—	—	—	0
	特定地域型保育事業	—	—		14	16	6	36
②－①		125	▲10		103	0	13	231

■教育・保育の量の見込みと確保方策（令和9年度）

単位：人

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (利用希望者数)		170	33	825	50	260	270	1,608
②確保方策 (利用定員)		300	890		157	266	279	1,892
内 訳	特定教育・保育施設	300	890		143	250	273	1,856
	確認を受けない幼稚園	0	—		—	—	0	0
	特定地域型保育事業	—	—		14	16	6	36
②－①		130	32		107	6	9	284

■教育・保育の量の見込みと確保方策（令和10年度）

単位：人

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (利用希望者数)		160	28	800	50	260	270	1,568
②確保方策 (利用定員)		290	880		157	266	279	1,872
内 訳	特定教育・保育施設	290	880		143	250	273	1,836
	確認を受けない幼稚園	0	—		—	—	0	0
	特定地域型保育事業	—	—		14	16	6	36
②－①		130	52		107	6	9	304

■教育・保育の量の見込みと確保方策（令和11年度）

単位：人

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
①量の見込み (利用希望者数)		159	25	785	50	260	270	1,549
②確保方策 (利用定員)		290	870		157	266	279	1,862
内 訳	特定教育・保育施設	290	870		143	250	273	1,801
	確認を受けない幼稚園	0	—		—	—	0	0
	特定地域型保育事業	—	—		14	16	6	36
②－①		131	60		107	6	9	313

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（１）妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策】

定期的に妊婦健康診査を受診することで異常の早期発見・早期治療につながり、安全な出産と健やかな児の発育を促すこととなります。安定した妊娠期を過ごすことができるよう継続的に取り組んでいきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	件	325	322	321	323	323
	回	4,550	4,508	4,494	4,522	4,522
②確保方策	回	4,550	4,508	4,494	4,522	4,522

（２）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【確保方策】

生後1～2か月頃に保健師や助産師が訪問し、乳児の成長確認及び子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な場合には、関係機関と連携し、適切な子育て支援サービスの提供を行います。また、乳幼児全戸訪問事業以外にも、生後7～8か月頃に母子保健推進員が訪問し、子育てに関する情報提供を行い、身近な地域での子育て支援を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	件	317	314	313	315	315
②確保方策	件	317	314	313	315	315

（3）利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【確保方策】

子育て総合支援センターに基本型、市役所にこども家庭センター型をそれぞれ設置し、互いに連携しながら妊娠期から切れ目ない伴走型の相談支援を実施します。

■基本型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
②確保方策	箇所	1	1	1	1	1

■特定型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
②確保方策	箇所	0	0	0	0	0

■こども家庭センター型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
②確保方策	箇所	1	1	1	1	1

※基本型は、子育て家庭にとって身近な場所での相談、情報提供、支援等を行います。

※特定型は、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談、情報提供、利用の支援等を行います。

※こども家庭センター型は、保健師等が妊産婦等からの相談、状況の把握を行い、必要な家庭には支援プランを策定し支援を行います。

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【確保方策】

子育て総合支援センターでは、ひろば等での親子の交流、情報提供、気軽に相談できる場を提供し、地域で安心して子育てができるよう支援します。また、子育て支援者の養成・研修を実施し、地域で活動する子育て支援者を増やし、地域全体で子育て家庭を支援する体制を充実させます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	4,226	4,064	3,941	3,841	3,797
②確保方策	箇所	1	1	1	1	1

（５）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

利用会員、協力会員ともに、安心して円滑に利用・活動ができるようにコーディネートを行い、会員登録の際に子育てに関する困りごと等を把握し、会員の状況に合わせたマッチングや他の支援サービスの利用につなげます。また、協力会員の確保と質の向上を図る取組を推進します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	174	168	162	158	157
②確保方策	人日	174	168	162	158	157

（6）子育て短期支援事業

【事業概要】

児童を養育している家庭の保護者が病気や出産、育児疲れ、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に児童養護施設等で一定期間、子ども及び保護者を預かる事業です。

【確保方策】

必要な家庭が利用できるよう本事業についての周知を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	40	40	40	40	40
②確保方策	人日	40	40	40	40	40
②－①	人日	0	0	0	0	0

（7）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策】

養育支援が必要な家庭を保健師、家庭児童相談員等が訪問し、継続的に支援することで、必要な時期に必要な支援へとつなげることができるよう、関係機関との連携を強化します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	52	52	52	52	52
②確保方策	人	52	52	52	52	52

（８）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策】

今後も、現在の体制を維持しながら、保護者の保育時間の延長に対するニーズに適切に対応していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	875	842	816	796	787
②確保方策	人	875	842	816	796	787
	箇所	18	18	18	18	18
②－①	人日	0	0	0	0	0

（９）一時預かり事業

【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難になった児童に関し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1）幼稚園における一時預かり

【確保方策】

今後も、現在の体制を維持しながら、幼稚園における預かり保育の需要に適切に対応していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	21,801	20,966	20,331	19,816	19,587
②確保方策	人日	21,801	20,966	20,331	19,816	19,587
	箇所	14	14	14	14	14
②－①	人日	0	0	0	0	0

2）幼稚園以外における一時預かり

【確保方策】

保護者の急病や育児疲れ等への対応ができており、今後も、保護者の保育ニーズに適切に対応していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2,046	1,967	1,908	1,859	1,838
②確保方策	人日	2,046	1,967	1,908	1,859	1,838
②－①	人日	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、看護師と保育士が一時的に保育する事業です。

【確保方策】

今後も、関係機関と連携を図りながら、本事業の周知を図り、保護者の子育てと仕事の両立を支援していきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	737	709	687	670	662
②確保方策	人日	737	709	687	670	662
	箇所	2	2	2	2	2
②－①	人日	0	0	0	0	0

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【実施方針】

生活保護世帯を対象に、認定こども園、幼稚園、保育所などが保護者から徴収する日用品、文房具などの実費徴収の一部を補助します。また、新制度未移行園を利用する低所得世帯及び多子世帯を対象に副食費の一部を補助します。

（12）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【実施方針】

地域の教育・保育ニーズに沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園において特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の充実を図ります。

（13）放課後児童健全育成事業

1）放課後児童クラブ

【事業概要】

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護者が家庭にいない小学生に対して、学校などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

【確保方策】

令和2年10月に策定した「武雄市放課後児童クラブ施設整備方針」に沿って、児童の居場所確保に努めます。整備方針の内容については、学校教育に支障が生じない限り、①余裕教室や放課後等一時的に使用していない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとし、学校施設の活用ができない場合は、②公共施設（公民館等）の活用又は③民間施設や民間事業者の活用を行い、①から③までの活用ができない場合に施設建設の検討を行うこととしています。

また、支援を要する児童が増加していることに伴い、支援員の配置数も増加しています。支援員の確保の取組及び研修等を充実し、質の向上に努めます。

小学校区		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
武雄小	①量の見込み	人	125	121	117	110	105
	1年生	人	38	32	32	32	29
	2年生	人	31	31	29	27	26
	3年生	人	22	24	24	21	20
	4年生	人	16	17	15	13	13
	5年生	人	11	11	11	11	10
	6年生	人	7	6	6	6	7
	②確保方策 計	人	125	121	117	110	105

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保（子ども・子育て支援事業計画）

小学校区		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
御船が丘小	①量の見込み	人	262	267	254	246	234
	1年生	人	89	77	64	65	61
	2年生	人	54	70	69	60	58
	3年生	人	50	48	50	50	47
	4年生	人	40	38	38	38	37
	5年生	人	19	22	22	22	21
	6年生	人	10	12	11	11	10
	②確保方策 計	人	262	267	254	246	234
橘小	①量の見込み	人	48	45	43	33	25
	1年生	人	10	9	6	5	4
	2年生	人	13	9	8	5	4
	3年生	人	8	12	8	7	4
	4年生	人	10	7	11	7	6
	5年生	人	2	7	5	5	4
	6年生	人	5	1	5	4	3
	②確保方策 計	人	48	45	43	33	25
朝日小	①量の見込み	人	212	193	189	178	177
	1年生	人	58	42	51	43	44
	2年生	人	52	50	40	40	40
	3年生	人	49	47	46	45	45
	4年生	人	26	27	26	25	24
	5年生	人	20	20	19	19	18
	6年生	人	7	7	7	6	6
	②確保方策 計	人	212	193	189	178	177
若木小	①量の見込み	人	46	37	30	28	26
	1年生	人	5	5	5	5	4
	2年生	人	7	5	5	5	5
	3年生	人	6	7	5	5	5
	4年生	人	10	6	7	5	5
	5年生	人	12	9	4	4	3
	6年生	人	6	5	4	4	4
	②確保方策 計	人	46	37	30	28	26
武内小	①量の見込み	人	63	62	60	51	44
	1年生	人	14	14	16	10	6
	2年生	人	11	11	11	11	10
	3年生	人	14	11	10	9	9
	4年生	人	8	14	11	9	7
	5年生	人	6	7	7	7	7
	6年生	人	10	5	5	5	5
	②確保方策 計	人	63	62	60	51	44

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保（子ども・子育て支援事業計画）

小学校区		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
東川登小	①量の見込み	人	49	42	37	30	27
	1年生	人	4	8	7	5	6
	2年生	人	11	4	7	6	5
	3年生	人	11	9	4	6	5
	4年生	人	8	7	7	4	5
	5年生	人	8	7	7	4	3
	6年生	人	7	7	5	5	3
	②確保方策 計	人	49	42	37	30	27
西川登小	①量の見込み	人	24	19	14	13	11
	1年生	人	5	3	2	2	2
	2年生	人	2	4	2	2	2
	3年生	人	7	2	3	2	2
	4年生	人	2	5	2	2	2
	5年生	人	6	1	4	2	2
	6年生	人	2	4	1	3	1
	②確保方策 計	人	24	19	14	13	11
山内東小	①量の見込み	人	61	59	47	43	36
	1年生	人	11	15	9	12	7
	2年生	人	17	9	13	8	10
	3年生	人	11	14	7	8	6
	4年生	人	10	9	9	6	7
	5年生	人	11	9	7	7	5
	6年生	人	1	3	2	2	1
	②確保方策 計	人	61	59	47	43	36
山内西小	①量の見込み	人	55	50	41	36	30
	1年生	人	14	11	8	8	9
	2年生	人	12	12	8	7	6
	3年生	人	17	10	10	6	5
	4年生	人	6	10	9	9	5
	5年生	人	5	4	3	3	3
	6年生	人	1	3	3	3	2
	②確保方策 計	人	55	50	41	36	30
北方小	①量の見込み	人	89	78	78	77	68
	1年生	人	17	16	17	19	14
	2年生	人	22	15	14	14	14
	3年生	人	24	18	14	14	13
	4年生	人	6	19	15	13	12
	5年生	人	8	5	13	12	10
	6年生	人	12	5	5	5	5
	②確保方策 計	人	89	78	78	77	68

2）新・放課後子ども総合プランの推進

【実施方針】

本市では、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設・公民館等を活用しながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、すべての子どもが安全、安心に過ごし、多様な体験・活動に参加できるよう取組を進めてきました。

「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度で終了していますが、「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」（令和6年3月29日）において、各自治体は「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進することとなっているため、引き続き、取組を推進していきます。

（14）子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【実施方針】

関係機関等と情報共有を図りながら、対象となる家庭を把握し、家庭の状況に合わせて適切に支援できるよう、今後実施に向けて検討します。

（15）児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【実施方針】

利用が望ましい児童には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童などが、本事業による支援

を必要とすることが見込まれます。子どもが安心して過ごすことのできる場づくりとして、今後実施に向けて検討します。

（16）親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保方策】

親子の関係や子どもとの関わり方を学ぶためのペアレント・プログラムや保護者同士の悩み・不安の共有や情報交換ができるワークショップ等の開催など、今後実施に向けて検討します。

（17）妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【確保方策】

武雄市妊婦のための支援給付金の給付を行うにあたっては、本事業を効果的に組み合わせ実施し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につなぎます。

			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の 見込み	妊婦等包括 相談支援事業	妊娠届出数	件	325	322	321	323	323
		1組当たり 面談等回数	回	3	3	3	3	3
		面談等実施 合計回数	回	975	966	963	969	969
② 確保 方策	妊婦等包括 相談支援事業	こども家庭 センターに おける面談 等実施合計 回数	回	975	966	963	969	969

（18）産後ケア事業

【事業概要】

産科退院後に支援が必要な母子を対象に、助産師による訪問を通して、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。

【確保方策】

本事業について周知を図るとともに、利用しやすい体制の整備に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	36	36	36	36	36
②確保方策	人日	36	36	36	36	36

（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所等を利用していない満3歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を行う事業です。

【確保方策】

令和8年度より全自治体で実施することとなっており、利用者のニーズの把握とともに、実施に向けた体制整備に努めます。

年齢		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	人日	—	8	8	8	8
	②確保方策	人日	—	8	8	8	8
1歳児	①量の見込み	人日	—	5	5	5	6
	②確保方策	人日	—	5	5	5	6
2歳児	①量の見込み	人日	—	3	5	4	4
	②確保方策	人日	—	3	5	4	4

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

（１）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。本市においては、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者のニーズにも応えることのできる認定こども園の普及を推進してきました。

今後も、各園への情報提供、助言などを継続して実施し、認定こども園への円滑な移行に取り組めます。

（２）教育・保育の質の向上

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

すべての子どもが健やかに育つよう、幼稚園・保育所・認定こども園等が、発達段階に応じた質の高い教育を提供できる環境を整備します。そして、令和4年度に創設したこども家庭課では、子どもの健診を行う保健師を配置し、保健師が特別な配慮を必要とする子どもの園訪問に対応しています。今後も各園と連携しながら、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援に取り組めます。

さらに、保育士の負担軽減及び質の向上のため、園内研修に係る支援や国や県が実施する各種研修についての情報を提供します。

また、各小学校区においては、入学前に各園は学校へ情報を提供し、入学後には様子を共有し、意見交換を実施する等、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等の連携体制を構築しています。更に幼児期からのつながりを充実させるため、管理職や連携担当者を対象とした研修会を開催し、幼保小連携についての意識を高めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付は、認定こども園の預かり保育、国が定めた基準を満たした認可外保育施設等の利用費を無償化する制度で、対象となるためには給付申請が必要です。

各施設と連携しながら申請受付を行い、公正かつ適正な支給に取り組み、保護者の負担軽減に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、計画の子ども・子育てに関わる施策は、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な分野にわたるため、庁内関係部署間の連携とともに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な推進を図ります。また、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近隣の市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるよう努めます。

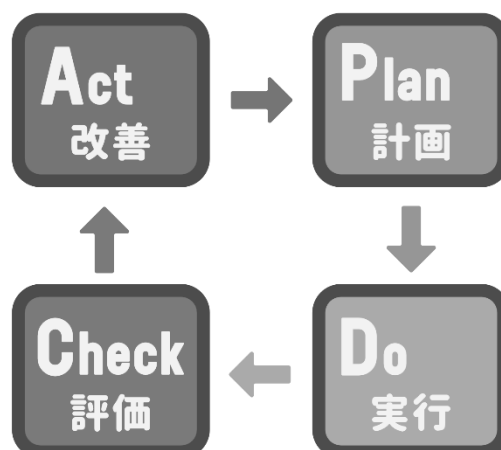
本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、認定こども園・幼稚園・保育所等、地域の関係団体との連携・協働が不可欠です。子育て家庭や子ども・子育て支援に携わる関係者だけではなく、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることのできるよう、本計画についての周知に努めます。

さらに、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体が相互に連携・協働しながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じた計画的な基盤整備に努めます。また、子ども・子育て支援に携わる関係者同士が連携・協働できるよう支援に努めます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画（Plan）の推進にあたっては、計画に基づく施策（Do）の実施状況及び成果を点検・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要です。本計画に基づく事業については、「武雄市子ども・子育て会議」において、年度ごとに点検、評価、見直しを行い、改善を図ることで、適切な進行管理に努めます。

また、必要時には、計画の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。



資料編

1 武雄市子ども・子育て会議設置要綱

平成25年10月8日

告示第152号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業を総合的かつ計画的に実施するに当たり、子ども・子育て関係者から広く意見を聴取するため、武雄市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども教育部こども未来課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成25年10月8日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年告示第117号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第33号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 武雄市子ども・子育て会議委員

(順不同・敬称略)

番号	区 分	所属・役職	氏 名
1	学識経験者	西九州大学短期大学部 教授	◎ 牛丸 和人
2	学識経験者	こどもの貧困対策課 こどもの笑顔コーディネーター	中野 春男
3	子育て当事者	武雄市連合PTA 役員	宮副 翔太
4	教育・保育施設 (幼稚園部会)	武雄市幼稚園連合会 会長 (三間坂幼稚園・保育園 園長)	大石 隆聖
5	教育・保育施設 (保育園部会)	武雄市保育部会 会長 (小鳩の家保育園 園長)	○ 砥上 隆男
6	教育・保育施設 (認定こども園部会)	武雄市認定こども園部会 会長 (あさひこども園 園長)	岡本 忠裕
7	校長会	武雄市校長会 (北方小学校 校長)	坂元 俊文
8	児童クラブ	放課後児童クラブ 支援員	小松 利恵
9	地域関係者	武雄市民生委員児童委員協議会 主任児童委員会部会	山崎 健彦
10	母子保健関係者	武雄市母子保健推進協議会 理事	松尾 元美
11	子育てボランティア	武雄市子育てサポーター	高石 晴美
12	公募	よりみちステーション	小林 由枝

(◎ : 会長、○ : 副会長)

3 計画の策定の経緯

【令和5年度】

期 日	内 容
令和6年3月7日	【第1回 武雄市子ども・子育て会議】 - 子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和4年度分）について - 第3期計画策定のためのニーズ調査について - 教育・保育施設の利用定員の変更について
令和6年3月	【子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施】 市内の就学前児童及び小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施

【令和6年度】

期 日	内 容
令和6年9月4日	【第1回 武雄市子ども・子育て会議】 - 子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和5年度分）について - 第3期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和6年12月10日	【第2回 武雄市子ども・子育て会議】 第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年2月7日 ～2月25日	【パブリックコメントの実施】 - 武雄市役所、子育て総合支援センター、各町公民館に閲覧用の冊子を配置 - 市のホームページに公表
令和7年3月5日	【第3回 武雄市子ども・子育て会議】 第3期子ども・子育て支援事業計画案について

第3期 武雄市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：武雄市 こども教育部 こども未来課

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

TEL：0954-23-9215

FAX：0954-23-9811

<https://www.city.takeo.lg.jp/>

第3期

武雄市

子ども・子育て
支援事業計画